

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年9月3日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年 金向け） ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年 金向け）
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	それぞれ1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）^{（注）}

ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）

（以下、両ファンドを総称して「本ファンド」といい、必要に応じて、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）を「Aコース」といい、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）を「Bコース」といいます。）

（注）本ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法第88号、その後の改正を含みます。以下「確定拠出年金法」といいます。）に基づいて、個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者として投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法第198号、その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型証券投資信託です。

AコースおよびBコースはいずれも格付けを取得しておりません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各コースにつき1兆円^{*}を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額^{*}です。

ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

（５）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

（７）【申込期間】

2010年9月4日から2011年9月2日まで

（注）なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

本ファンドは確定拠出年金法に基づいた取得申込みを取扱う部店のみでの取扱いとなりますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、取得申込日の翌々営業日までに本ファンドのお申込代金を販売会社に支払います。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託銀行の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込を取扱います。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンドまたはゴールドマン・サックス・世界債券オープン B コース（為替ヘッジなし）マザーファンド（両者を総称して以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、日本を含む世界各国の債券へ分散投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

商品分類表

単字型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単字型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 ()

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・内外・・・投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・債券・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ファンズ	<Aコース> あり (部分ヘッジ) <Bコース> なし	日経225 TOPIX その他()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型?絶対収益追求型 その他 ()

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・その他資産(投資信託証券(債券))・・・目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に債券を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・年1回・・・目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

・グローバル(日本を含む)・・・目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・ファミリーファンド・・・目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。

・為替ヘッジあり(部分ヘッジ)・・・目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

・為替ヘッジなし・・・目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものをいいます。

上記は、社団法人 投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)を「Aコース」、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)を「Bコース」といいます。各コースが投資するマザーファンドについては、後記「(3)ファンドの仕組み 1.ファンドの仕組み」をご覧ください。

なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。また必要に応じて各々のマザーファンドを「各マザーファンド」といいます。

委託会社は、受託銀行(後記「(3) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 c. 受託会社」に定義します。以下同じ。)と合意のうえ、各コースにつき金1兆円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。なお、委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

< ファンドの特色 >

ファンドのポイント

1. 主としてマザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の投資適格債券に投資します。
2. 外貨建資産に対して、為替ヘッジを行う(為替リスクを低減する)コース(Aコース)と、為替ヘッジを行わないコース(Bコース)があります。
3. JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)をベンチマークとし、長期的に同指数を上回る投資成果を目指します。

* Aコース・・・為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

委託会社は、本ファンドおよびマザーファンドの運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(投資顧問会社、以下「GSAMロンドン」といいます。)に委託します。GSAMロndonは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。

ファンドのベンチマーク

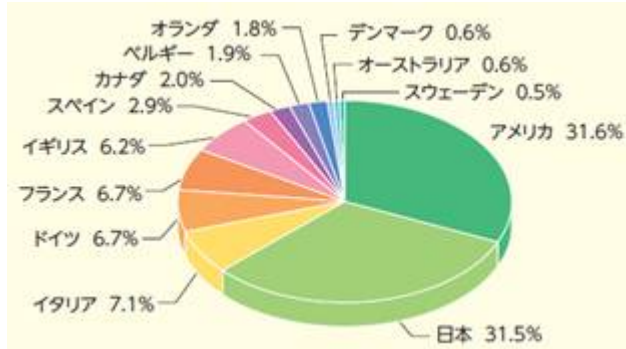
本ファンドは、世界各国の国債、政府関係機関債、社債を主要投資対象とします。投資対象国を広く分散することにより、特定の国の景気や政治動向、金利動向等の影響を低減することを目指します。

- ・ Aコース・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル) (円ヘッジベース)
- ・ Bコース・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル) (円ベース)

ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。

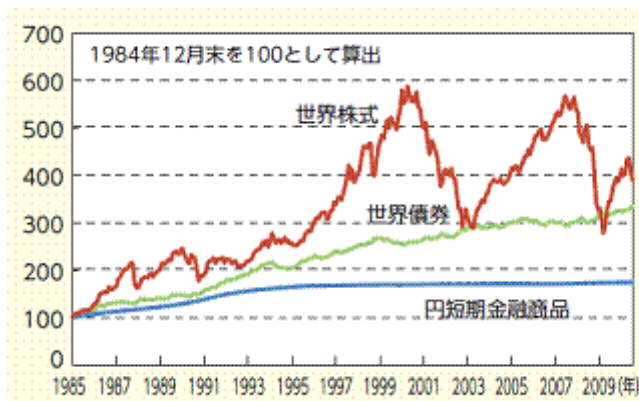
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル)とは、JPモルガンが発表している、世界主要国の国債市場の合成パフォーマンスを表す指数です。

ベンチマークの国別構成比（2010年6月末現在）



なぜ世界債券投資なのでしょう

各資産クラスに投資した場合の値動きの推移



債券への投資は、短期金融商品（預貯金等）を上回る収益を追求することができます。一方で、その価格変動幅は、一般に短期金融商品より大きくなりますが株式への投資と比べ小さくなります。

期間：1984年12月末～2010年6月末

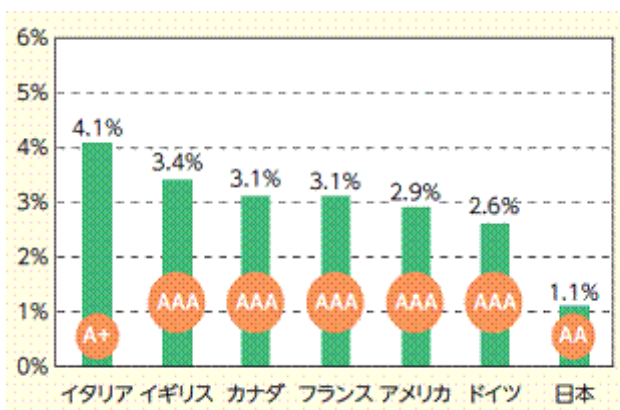
出所：ブルームバーグ、JPモルガン、MSCI Inc.

世界株式はMSCIワールド・インデックス(100%円ヘッジ)、世界債券はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、100%円ヘッジ)、円短期金融商品は1ヵ月円LIBORをそれぞれ使用。

上記のデータはインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。

上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

先進7カ国の10年国債利回りと格付け



現在の日本国債は、先進7カ国中、最も低い金利水準にあります。

2010年6月末現在

出所：ブルームバーグ、スタンダード・アンド・プアーズ
(格付けは自国通貨建て長期債務)

左記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

Aコース（限定為替ヘッジ）の魅力

- ・ 高格付けの世界債券への分散投資：世界の高格付け債券に投資します。また様々な国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。
- ・ 為替リスクの低減：為替ヘッジを行うため、為替リスクが低減されます^(* 1)。
- ・ 国内債に近い性質：為替リスクを低減するための費用（ヘッジ・コスト^(* 2)）がかかるため、過去の実績を見ると為替ヘッジ付きの世界債券は日本債券に近い動きとなっています。

(* 1) Aコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替リスクを伴います。

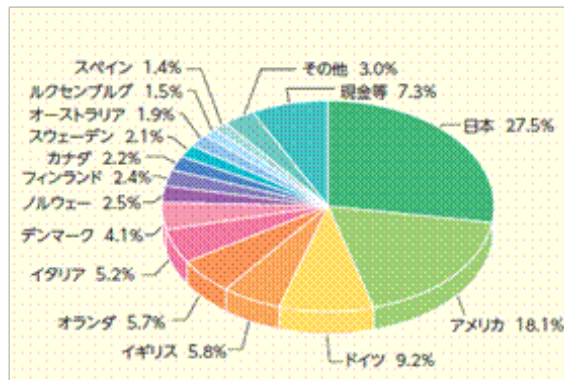
(* 2) ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。

Aコースの債券国別構成比率

世界債券の値動きの推移と円ドル相場

世界各国に分散して投資することにより、リスクの低減効果が期待できます。

ヘッジ付き世界債券は為替相場変動の影響を低減するため、比較的日本債券に近い動きになっています。



上記はマザーファンドの数値です。また、上記の数値は先物を含まません。
(2010年6月末現在)

期間：1984年12月～2010年6月

出所：ブルームバーグ、JPモルガン

世界債券(100%円ヘッジ)：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(グローバル、100%円ヘッジ)

日本債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)

上記のデータはインデックスの動きであり、本ファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果は異なります。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

個別の国内債投資との比較

	Aコース	日本国債 ⁽²⁾
投資元本の変動性	あり	あり ⁽³⁾
分配金(クーポン)の変動	あり	なし
満期	なし	あり
投資対象の分散効果	国別分散、銘柄分散	なし
信用リスク	平均AA-格以上	AA格 ⁽⁴⁾
為替リスク	低減 ⁽¹⁾	なし

(1) Aコースは為替ヘッジを行う一方、アクティブ通貨運用を行うため、一定の為替リスクを伴います。

(2) 固定利付債の場合。

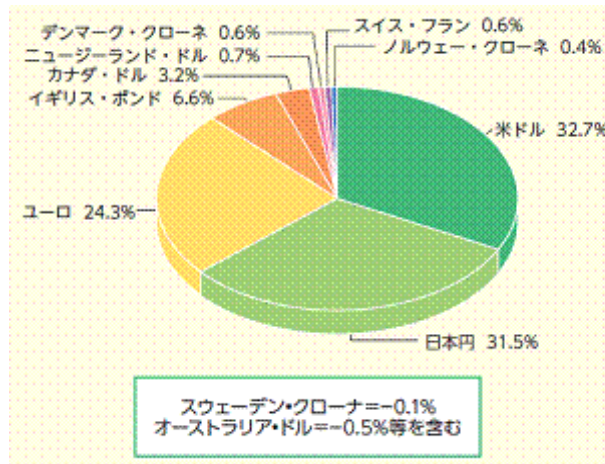
(3) 満期まで保有すれば元金が戻ります。(債務不履行に陥らなかった場合)

(4) 出所：スタンダード・アンド・プアーズ(2010年6月末現在)

Bコース（為替ヘッジなし）の魅力

- ・ 高格付けの世界債券への分散投資：世界の高格付け債券に投資します。また様々な国の債券に投資することにより分散効果が期待できます。
- ・ 為替リスク：為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を受けます。
- ・ 海外の好金利：海外の好金利を直接享受するメリットを追求できます。
- ・ 世界の通貨への分散投資：為替ヘッジを行わないため、世界の通貨への分散効果も期待できます。

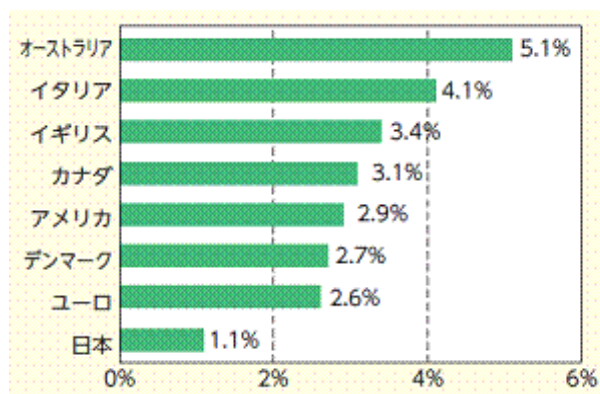
Bコースの通貨別構成比率



債券の分散効果とともに、通貨の世界分散投資効果も期待できます。

左記はマザーファンドの概値です。
(2010年6月末現在)

各国の10年国債利回り



海外金利は国内金利を上回っています。

(2010年6月末現在)

出所：ブルームバーグ
(※)ユーロの金利については、ドイツ10年国債を使用

左記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

個別の外国債投資との比較

	Bコース	米国債 ^{※1}
投資元本の変動性	あり	あり ^{※2}
分配金(クーポン)の変動	あり	なし
満期	なし	あり
投資対象の分散効果	地域、銘柄、通貨	なし
信用リスク	平均AA-格以上	AAA格 ^{※3}
為替リスク	あり	あり

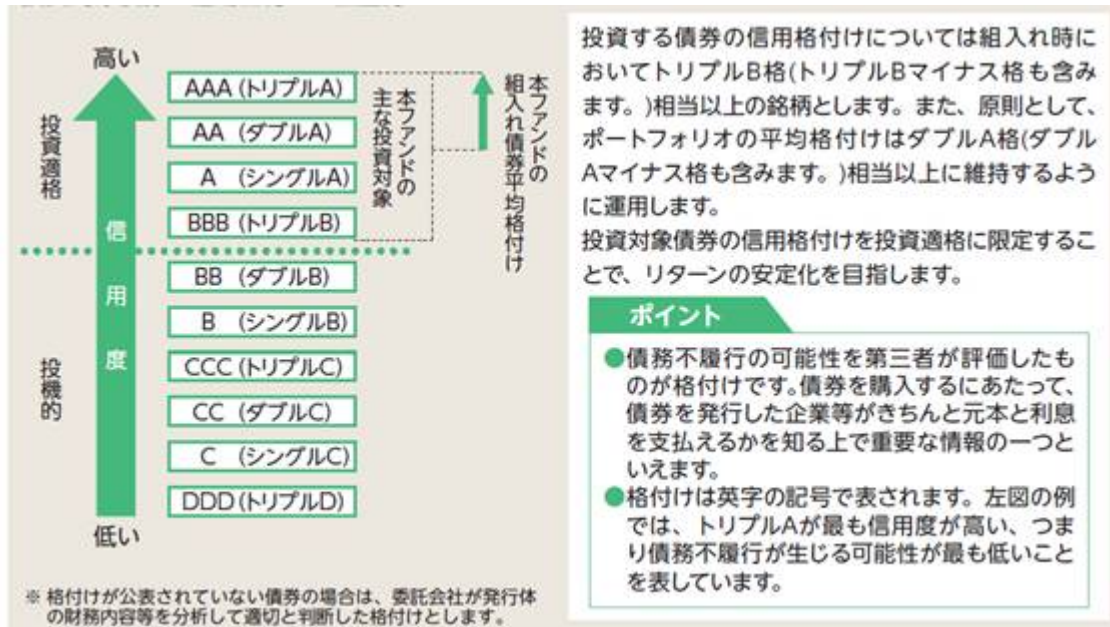
(1) 固定利付債の場合

(2) 満期まで保有すれば元金が戻ります。(債務不履行に陥らなかった場合)

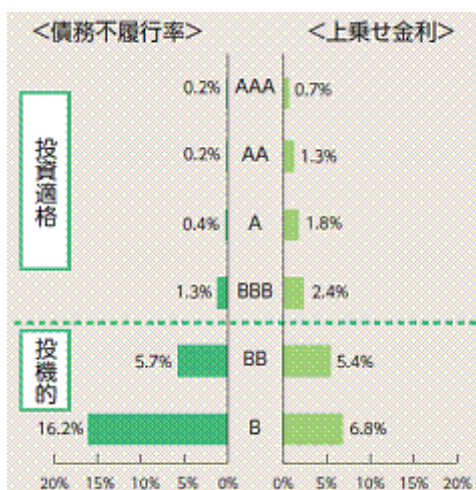
(3) 出所：スタンダード・アンド・プアーズ(2010年6月末現在)

高格付け債券への投資

投資対象債券の信用格付けの位置付け



米国社債の格付け別債務不履行率と利回り格差



社債市場では、信用力の低い格付けが低い銘柄は、債務不履行の可能性が大きい分、その見返りとして国債に対する上乗せ金利が高くなっています。

< 債務不履行率 >

期間:1981年～2009年

出所:スタンダード・アンド・プアーズ

1981年以降、2009年12月末までに債務不履行を起こした米国社債の銘柄の割合を、各年の1月1日における格付けが1年間継続すると仮定し、債務不履行の3年前の格付けに基づいて、格付け別に計算。

< 上乗せ金利 >

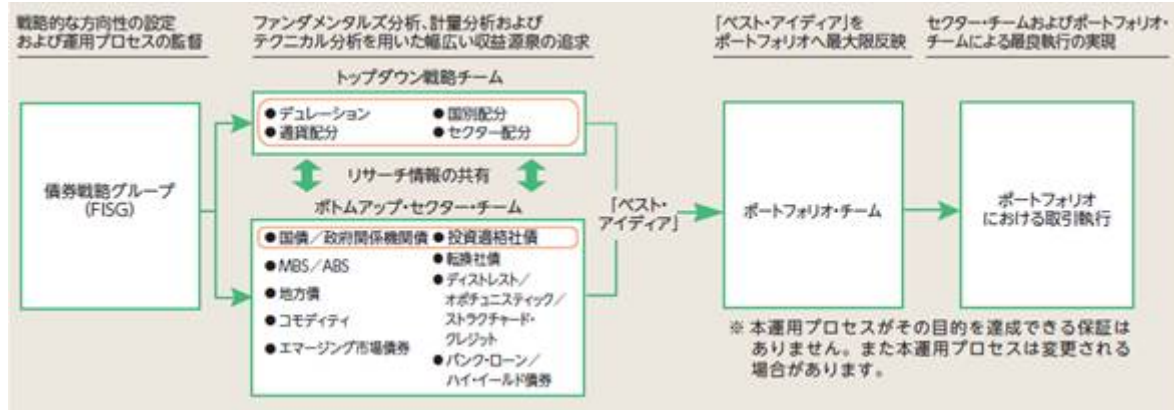
2010年6月末現在

出所:パークレイズ・キャピタル

上記は過去の実績であり、将来の債務不履行の確実性、将来の利回り水準や米国債との利回り格差（スプレッド）を保証するものではありません。

<ファンドの運用>

本ファンドおよびマザーファンドの運用は、G S A Mロンドンに属する「グローバル債券・通貨運用チーム」によって行われます。本ファンドの運用は、以下のプロセスに従って行われます。



本ファンドでは、ベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることによって、リターンの上を目指します。



※上記各運用手法がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

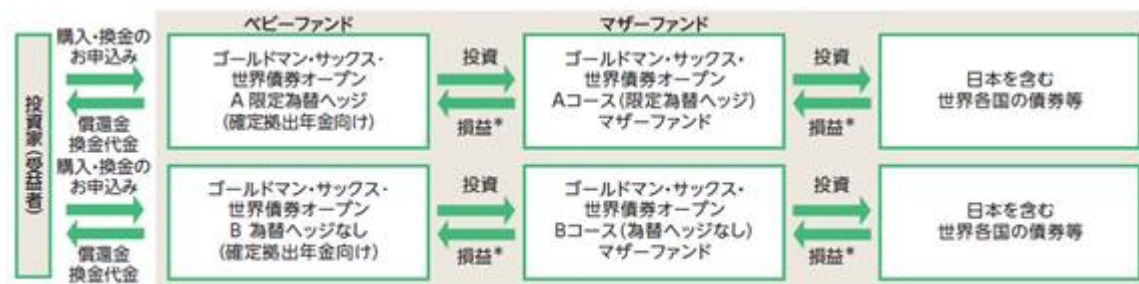
本ファンドの信託設定日は2001年11月22日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2001年6月1日であり、同日より運用を開始しました。

(3) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、それぞれの資金を実質的に同一の運用方針を有する各マザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記の「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。

ただし、本ファンドおよび各マザーファンドにおいては、委託会社は債券および通貨の運用の指図に関する権限をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルに委託します。

なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル）

本ファンドおよび各マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受け

て投資判断、発注等を行います。

c. 受託会社（三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

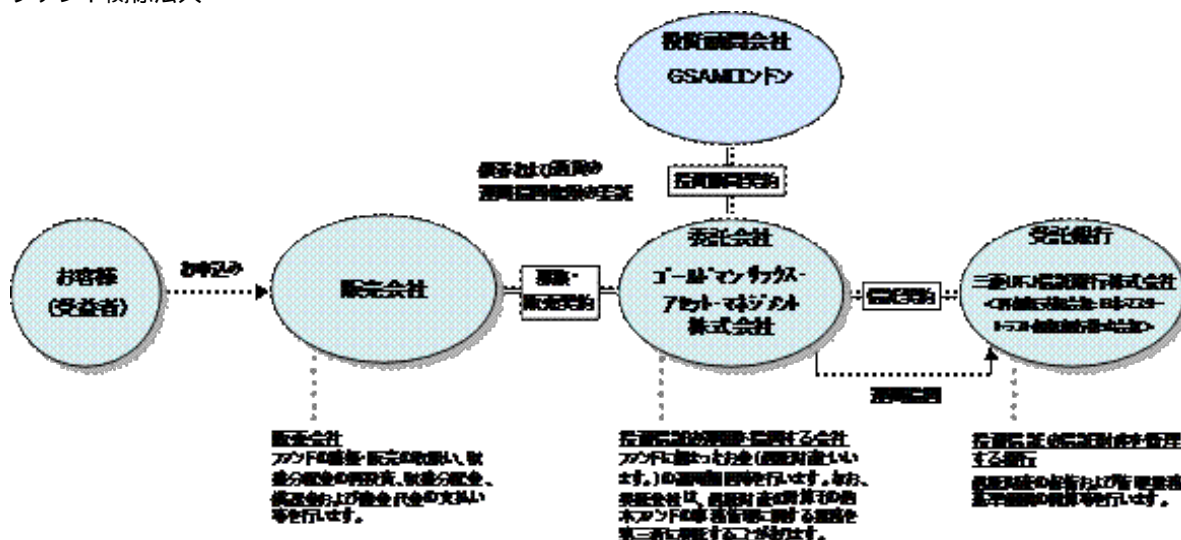
本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づき、信託財産の保管および管理業務、基準価額の計算等を行います。

なお、上記業務の一部につき、再信託先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づき、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



<ご参考> ゴールドマン・サックスの資産運用グループの概要

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2009年12月末現在、グループ全体で7,534億米ドル（約69.4兆円^{*}）の資産を運用しています。

^{*}米ドルの円貨換算は便宜上、2009年12月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=92.1円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。

委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 ウェスト・ストリート200番地	6,336	99

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 ウェスト・ストリート200番地	64	1
------------------------	--	----	---

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

- ・ Aコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープン A コース（限定為替ヘッジ）マザーファンドの受益証券を、Bコースはゴールドマン・サックス・世界債券オープン B コース（為替ヘッジなし）マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、原則として、マザーファンド受益証券の組入れ比率は高位に保ちます（ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。）。

- ・ Aコースにおける実質外貨建資産^{*}については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

^{*} 実質外貨建資産とは、本ファンドに属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドに属する外貨建資産のうち本ファンドに属するとみなした額（本ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。

- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

c. マザーファンドの運用方針

- ・ マザーファンドは日本を含む世界各国の高格付けの債券を中心に分散投資することにより、リターン安定化を目指します。投資する債券を組入れ時においてトリプルB格（トリプルBマイナス格も含まれます。以下同じ。）相当以上、ポートフォリオの平均格付けはダブルA格（ダブルAマイナス格も含まれます。以下同じ。）相当以上とし、信用リスクを抑えた運用を目指します。

- ・ 投資する債券について行う国別配分、銘柄選択、長短金利差戦略等のアクティブ運用により、超過リターンの向上を目指します。

- ・ ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンドのベンチマークとして、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）を、ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンドのベンチマークとして、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ベース）を使用します。

- ・ 債券運用とは別に、各国の通貨を対象にアクティブ運用を行い、超過リターンの向上を目指します。

- ・ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよび各マザーファンドでは、運用の効率化を図るため、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン）	英国 ロンドン市	債券および通貨の運用	別に定める取り決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

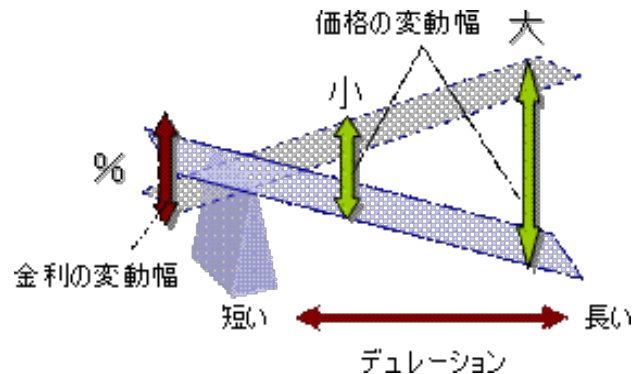
d. 運用戦略

ベンチマークの資産配分を基本とし、複数のアクティブ運用戦略を組み合わせることで、リターンの向上を目指します。

デュレーション/イールドカーブ戦略

デュレーション調整

本ファンドでは、各国の金利見通しに基づいてポートフォリオのデュレーションを調整します。



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

デュレーションとは：

金利変動の幅が等しいと仮定した場合、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、債券価格の変化の度合いも大きくなる傾向があります。デュレーションとは、金利変動に対する債券の価格変動性を表す尺度であり、これが長いほど金利変動に対する価格の変動幅が大きいことを意味します。一般に、満期までの期間が長いほど、その債券のデュレーションも長くなります。

金利の上昇時

金利上昇が予想される市場については、デュレーションを短期化し、金利上昇による債券価格の下落を抑えることにより、ベンチマーク対比でのパフォーマンスの向上が見込めます。

金利の低下時

金利低下が予想される市場については、デュレーションを長期化し、金利低下による債券価格の上昇幅を大きくすることで、ベンチマークに対する超過収益を追求します。

金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響（例）

金利の変化	債券価格	デュレーション	パフォーマンス
上昇	下落	短期化	金利上昇による価格の下落を抑えることにより、パフォーマンスは相対的にプラス
		長期化	金利上昇による価格の下落幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にマイナス
低下	上昇	短期化	金利低下による価格の上昇が抑えられてしまい、パフォーマンスは相対的にマイナス
		長期化	金利低下による価格の上昇幅が大きくなるため、パフォーマンスは相対的にプラス

上記は、金利の動向とデュレーションによるパフォーマンスへの影響につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例です。必ずしもすべての場合に当てはまるとは限りません。

イールドカーブ戦略

金利が変動する場合においては、あらゆる残存期間の金利が常に同一幅で変動することはほとんどなく、通常、その変動幅は残存期間ごとに異なります。その変動幅の違いに着目した運用手法がイールドカーブ戦略です。

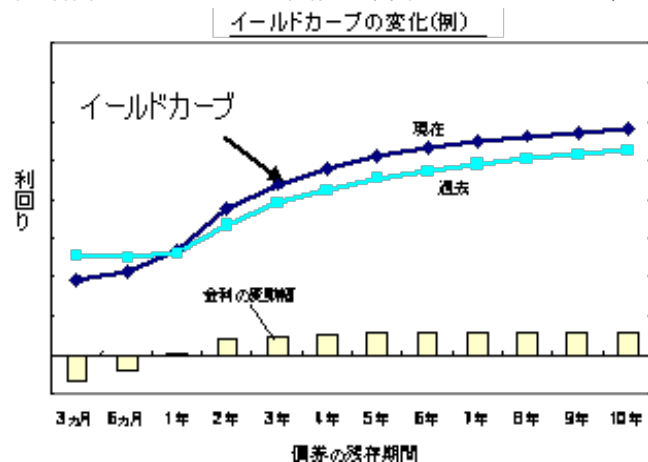
イールドカーブとは：

一般に、債券の利回りは、満期までの期間の長さによって異なります。イールドカーブとは、横軸に債券の残存期間、縦軸に利回りをとったグラフに、各残存期間別の利回りをプロットして、結んだ曲線のことをいいます。

右図は、イールドカーブの変化の例を示しています。

ここでは短期債の金利が低下する一方で、中期債の金利は上昇しています。この場合、金利が低下した短期債に、より多く投資していれば、超過収益が得られたこととなります。

イールドカーブ戦略では、このようにして超過収益の獲得を目指します。



国別配分戦略

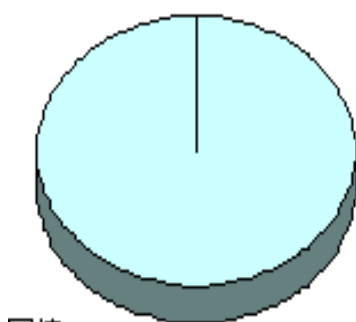
債券の価格は、金利が低下した場合上昇し、逆に金利が上昇した場合下落します。また、景気や物価動向は、国ごとに様々であることから、金利の動きは国によって異なる場合があります。

セクター配分戦略

債券には、国債、政府関係機関債、社債など様々なセクター（種類）があり、それぞれセクターごとにパフォーマンスは異なります。

例えば、社債市場が国債市場に対し相対的に上昇すると判断した場合には、社債への配分を増やし、国債の組入れを引き下げます。セクター配分では、このような戦略をとることで、ベンチマークに対する超過収益の獲得を目指します。

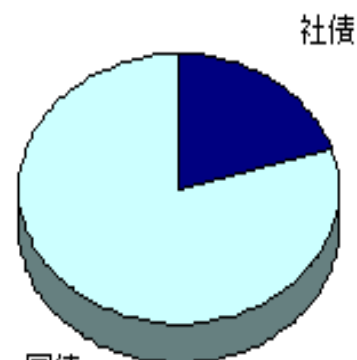
ベンチマークの配分(例)



国債

社債に対して強気見通しのとき(例)

社債の組入れを増やす



国債

個別銘柄選択戦略

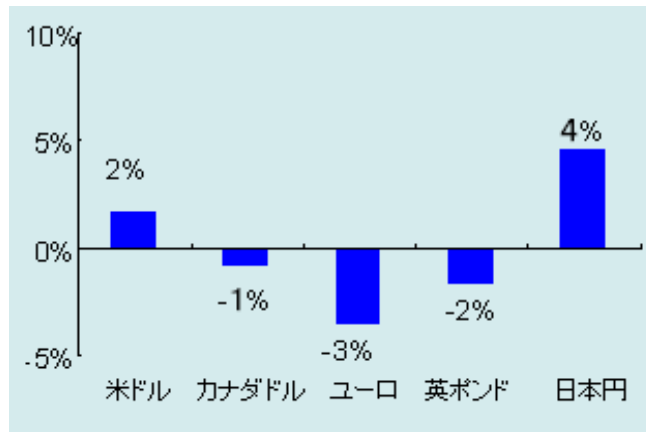
株式指数における各個別銘柄の動きと同様に、債券のセクター内における銘柄ごとのパフォーマンスは異なります。同じセクター内の債券であっても、相対的に良好なパフォーマンスが期待できる銘柄を選別的に組入れることで、更なる付加価値の獲得を目指します。

通貨配分戦略

各国通貨の運用からも収益をあげる運用を目指します。

Aコースの場合、円に対するヘッジ比率を100%近くで維持しながら、上昇すると思われる通貨を買い、下落すると思われる通貨を売る（アクティブ通貨ポジションの構築）ことで、超過収益の獲得を目指します。

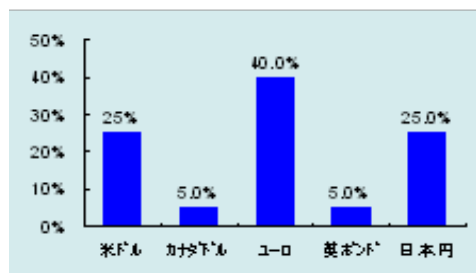
Aコース（限定為替ヘッジ）のアクティブ為替ポジション



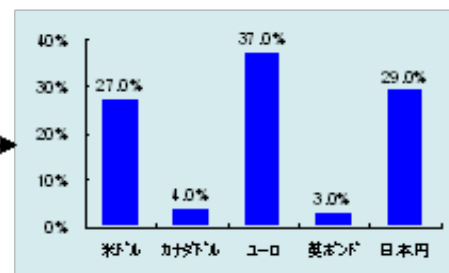
左の例では、米ドル、日本円を買い、カナダドル、ユーロ、英ポンドを売っています。この場合、米ドル、日本円が相対的に上昇したり、カナダドル、ユーロ、英ポンドが相対的に下落した場合には、超過収益が得られることとなります。

Bコースの場合、為替ヘッジなしを基本としつつ、アクティブ通貨ポジションを構築し、超過収益の獲得を目指します。

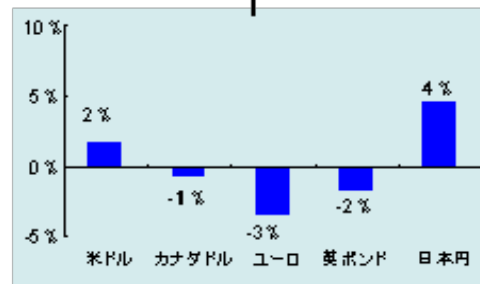
Bコース（為替ヘッジなし）のベンチマークの通貨ポジション



Bコース（為替ヘッジなし）のファンド全体の通貨ポジション



通貨配分戦略による通貨ポジション



- ・ 上記はあくまで例示をもって理解を深めるためのものであり、運用成果を予測または保証するものではありません。
- ・ Aコースは為替ヘッジを行います。為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。
- ・ Aコースは通貨のアクティブ運用でリターンの向上を目指すため、対円での為替ヘッジ比率は常に100%を保つとは限りません。また、対円でのヘッジ比率が100%に維持されていても、外貨間の売買ポジションを保有していた場合には、当該通貨の変動による影響を受けます。したがって、一定の為替リスクを伴います。
- ・ Bコースはベンチマークの基本通貨配分に加え、通貨のアクティブ運用でリターンの向上を目指すため、ベンチマークに比して為替リスクが大きくなる場合があります。
- ・ 多通貨運用の部分では、市場動向に対する見通しを誤れば逆に損失を被ります。

上記各運用手法がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類（信託約款第17条）

本ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第30条、第31条および第32条に定めるものに限り、)

ハ．金銭債権

ト．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(b) 投資対象有価証券（信託約款第18条第1項）

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたGSAMロンドンを含みます。以下関連する限度において同じ。）は、信託金を、主として親投資信託であるマザーファンド受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．コマーシャル・ペーパー

7．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

8．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券（外国または外国の者が発行する証券または証書で、係る性質を有するものを含みます。以下同じ。）

9．投資信託証券（外国の者が発行する証券で、投資信託証券の性質を有するものを含みます。ただし、クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）

10．外国の者の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの（以下「外国貸付債権信託受益証券」といいます。）

11．外国法人が発行する譲渡性預金証書

12．銀行、信託会社その他政令で定める金融機関の貸付債権を信託する信託の受益権(以下「貸付債権信託受益権」といいます。)であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

13．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)

14．抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1．の証券または証書および7．の証券または証書のうち1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2．から5．までの証券および7．の証券のうち2．から5．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象（信託約款第18条第2項および第3項）

委託会社は、信託金を、上記(b)の有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1．信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2．信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすること。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

3．信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること。

4. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。））、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引、ならびにわが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすること。
6. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき貸付の指図をすること。
8. 信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図すること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定（現金を預託して相殺権を与えることを含みます。）の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払われます。

* 「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

なお、マザーファンドについては、ベビーファンドと実質的に同一の投資対象になっています。

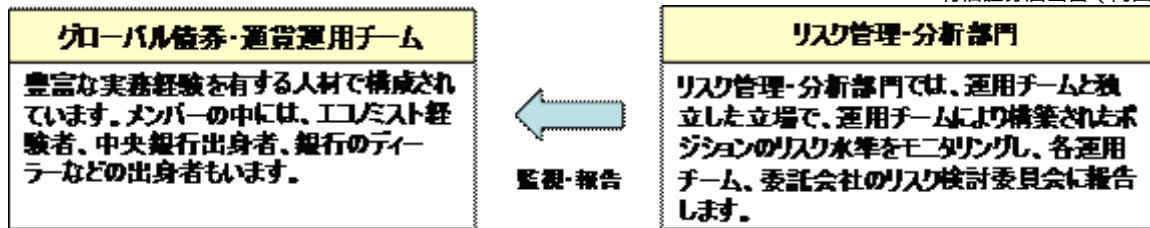
(注) 本書において「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本書において「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドの運用は、GSAMロンドンに属する「グローバル債券・通貨運用チーム」によって行われます。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



（注1）本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

（注2）上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b．運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続などに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合には、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c．内部管理体制

委託会社は、投資監督委員会を設置しています。法務部、コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理・分析部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

（４）【分配方針】

年1回決算を行い、毎計算期末（毎年6月7日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。ただし、分配を行わない場合もあります。

分配対象額は、経費控除後の利子等収益および売買損益（評価損益も含まれます。）等の範囲内とします。

分配を行う場合には、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

収益分配金は、自動的に無手数料で全額再投資されます。自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

(a) 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
2. 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
3. 同一銘柄の株式への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
5. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合^{*}は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
6. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合^{*}は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

* 「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券につき、取得時において本ファンドの信託財産に属する当該有価証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

(b) 信託約款上のその他の投資制限**1. 投資する株式等の範囲（信託約款第22条）**

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図および範囲（信託約款第24条）

信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

3. 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款第25条）

信託財産に属さない公社債の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付に係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

ます。

4．公社債の借入れの指図および範囲（信託約款第26条）

公社債の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れに係る公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

上記の借入れに係る品借料は信託財産中から支払われます。

5．スワップ取引の運用指図（信託約款第28条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

6．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第29条）

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

7．有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第31条）

信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図にあたっては、以下のとおりとします。

() 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価の50%を超えないものとします。

() 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

上記各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第32条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

9．外国為替予約の運用指図（信託約款第33条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに信託財産に属する外貨建遺産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

10．資金の借入れ（信託約款第41条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

・ 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。

・ 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。

・ 借入れ指図を行う日における当該信託財産の純資産総額の10%以内。

借入期間は、有価証券等の売却代金等の入金日までに限るものとします。

ただし、収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、

資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支払います。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指示することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクや留意点を網羅していないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本の変動リスク（本ファンドの投資内容に伴うリスク）

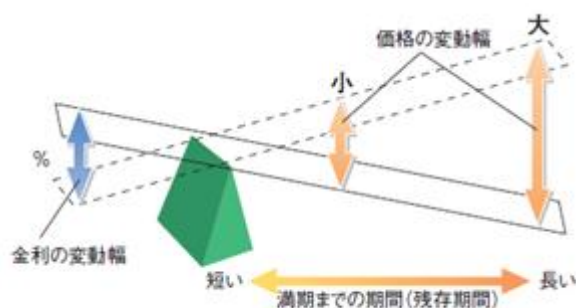
本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1．債券の価格変動リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

<金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ>



上記はあくまで例示をもって理解を深めるための概念図です。

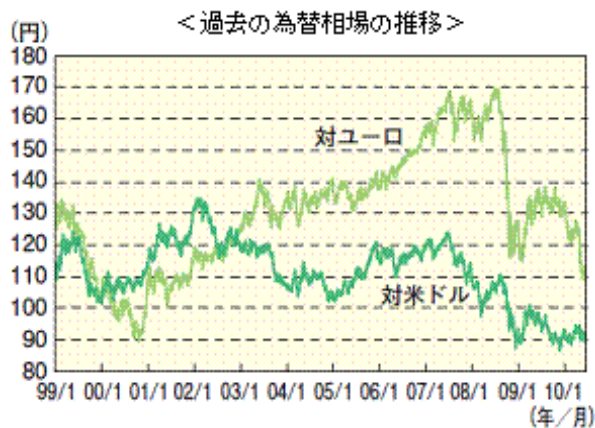
2．債券の信用リスク

債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等（これを債務不履行といいます。）の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。

3．為替リスク

Aコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。一方、対円で為替ヘッジを行わないBコースは、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。また、債券運用とは別に、本ファンドでは、収益の向上を目指し、多通貨運用戦略を行います。したがって、Aコースへの投資であっても、為替変動リスクが伴います。



出所：ブルームバーグ

期間：1999年1月～2010年6月

4．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、為替取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

5．市場の閉鎖等に伴うリスク

金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより本ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落につながる可能性があります。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(d) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、AコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、100%円ヘッジ）を、BコースについてはJ Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、円ベース）をベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。また、ベンチマークとするインデックスが下落する局面においては、一般に、本ファンドの基準価額も下落する傾向があります。なお、債券市場の構造変化等によっては、当該ベンチマークを見直す場合があります。

(e) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響がおよぶ場合があります。

(f) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、お買付およびご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消または保留）させていただくことがあります。

この場合、ご換金については、受益者は当該中止または保留以前に行った当日のご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者のご換金のお申込みを撤回しない場合には、ご換金代金は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日をご換金のお申込日として計算された価額とします。

(g) 繰上償還に関わる留意点

本ファンドは、AコースおよびBコースそれぞれについて、信託財産の受益権の総口数が26億口を下回ることとなった場合等には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、必要な手続を経て繰上償還されることがあります。また、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、当該各コースについて、受託銀行と合意のうえ、必要な手続を経て、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。リスク管理・分析部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理・分析部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。

(注1) 本書上、リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。かい離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記リスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりません。ただし、解約時の基準価額に対し0.3%の信託財産留保額をご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率0.9975%（税抜0.95%）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社の配分については、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託銀行
年率0.5250% (税抜 0.50%)	年率0.4200% (税抜 0.40%)	年率0.0525% (税抜 0.05%)

なお、委託会社の報酬には、G S A Mロンドンへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。

(4)【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(d)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。確定拠出年金法に定める資産管理機関および国民年金基金連合会等が受益者の場合には、所得税、法人税および地方税の課税は行われません。

(注) 税法または確定拠出年金法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

なお、外国での組入る有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産から支払われます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

(2010年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		2,637,661,869	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,673,741	0.06
合計（純資産総額）		2,635,988,128	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

(2010年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券		4,549,026,677	100.06
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,911,418	0.06
合計（純資産総額）		4,546,115,259	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

（2010年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	7,156,096,137	26.16
	アメリカ	2,960,095,484	10.81
	カナダ	487,141,625	1.78
	ドイツ	2,258,364,294	8.25
	イタリア	1,424,392,666	5.20
	イギリス	1,254,970,683	4.58
	オランダ	394,280,057	1.44
	スペイン	389,654,232	1.42
	スウェーデン	134,052,294	0.49
	フィンランド	655,794,980	2.40
	デンマーク	893,459,371	3.26
	小計	18,008,301,823	65.79
特殊債券	日本	235,882,500	0.87
	アメリカ	146,155,381	0.53
	ドイツ	152,236,033	0.56
	オランダ	117,497,016	0.43
	スウェーデン	61,095,506	0.22
	ノルウェー	132,029,413	0.48
	国際機関	233,710,520	0.85
	小計	1,078,606,369	3.94
社債券	日本	125,940,414	0.46
	アメリカ	1,851,679,979	6.76
	カナダ	123,774,141	0.45
	ドイツ	104,177,126	0.38
	フランス	167,168,719	0.61
	オーストラリア	522,047,022	1.91
	イギリス	339,861,870	1.24
	スイス	144,925,101	0.53
	バミューダ	59,837,122	0.22
	オランダ	1,061,650,847	3.88
	スウェーデン	368,389,946	1.35
	ノルウェー	563,686,873	2.06
	ルクセンブルク	417,253,445	1.52
	デンマーク	229,864,935	0.84
	アイルランド	202,856,166	0.74
	小計	6,283,113,706	22.95
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		2,003,967,570	7.32
合計（純資産総額）		27,373,989,468	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

（2010年6月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	25,248,791,810	26.61
	アメリカ	11,792,512,133	12.43
	カナダ	1,670,132,980	1.76
	ドイツ	10,441,555,993	11.01
	イタリア	5,824,214,220	6.14
	イギリス	3,612,308,822	3.81
	オランダ	1,442,690,644	1.52
	スペイン	1,563,853,097	1.65
	スウェーデン	818,242,757	0.86
	フィンランド	2,052,485,111	2.16
	デンマーク	1,414,793,731	1.49
	小計	65,881,581,298	69.44
特殊債券	日本	561,625,000	0.59
	アメリカ	531,408,271	0.56
	ドイツ	2,035,313,828	2.14
	オランダ	397,682,208	0.42
	スウェーデン	194,777,480	0.21
	ノルウェー	492,606,294	0.52
	国際機関	1,427,899,551	1.51
	小計	5,641,312,632	5.95
社債券	日本	454,285,067	0.48
	アメリカ	5,999,515,059	6.31
	カナダ	433,209,493	0.46
	ドイツ	295,168,524	0.31
	フランス	624,249,836	0.66
	オーストラリア	1,656,781,449	1.75
	イギリス	1,111,647,494	1.17
	スイス	479,676,445	0.51
	バミューダ	87,531,538	0.09
	オランダ	3,209,052,852	3.38
	スウェーデン	1,289,114,484	1.36
	ノルウェー	1,733,015,795	1.83
	ルクセンブルク	1,163,881,756	1.23
	デンマーク	766,216,451	0.81
	アイルランド	600,116,158	0.63
小計	19,903,462,401	20.98	
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,442,166,912	3.63
合計（純資産総額）		94,868,523,243	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)>

【投資有価証券の主要銘柄】

(2010年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンAコース(限定為 替ヘッジ)マザーファンド	2,050,580,634	1.2775	2,619,701,804	1.2863	2,637,661,869	100.06

種類別及び業種別投資比率

(2010年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】(2010年6月30日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】(2010年6月30日現在)

該当事項はありません。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)>

投資有価証券の主要銘柄

(2010年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界 債券オープンBコース(為替 ヘッジなし)マザーファンド	3,096,471,770	1.4748	4,566,766,785	1.4691	4,549,026,677	100.06

種類別及び業種別投資比率

(2010年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件(2010年6月30日現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの(2010年6月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

（2010年6月30日現在）

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	TREASURY BILL 0%	16,100,000	8,845.77	1,424,169,669	8,844.61	1,423,982,788	-	2010/9/23	5.20
2	日本	国債証券	第240回利付国債 (10年)	1,120,000,000	102.33	1,146,140,800	102.26	1,145,379,200	1.3	2012/6/20	4.18
3	日本	国債証券	第84回利付国債 (5年)	929,000,000	101.71	944,913,770	101.80	945,749,870	0.7	2014/6/20	3.45
4	日本	国債証券	第67回利付国債 (20年)	790,000,000	103.79	819,988,400	105.56	833,979,300	1.9	2024/3/20	3.05
5	日本	国債証券	第67回利付国債 (5年)	565,000,000	102.61	579,757,800	102.54	579,379,250	1.3	2012/9/20	2.12
6	デンマーク	国債証券	KINGDOM OF DENMA 1.875%	6,000,000	8,938.24	536,294,976	8,958.97	537,538,296	1.875	2012/3/16	1.96
7	イギリス	国債証券	UK TREASURY 3.75%	3,900,000	13,418.51	523,321,993	13,566.35	529,087,783	3.75	2020/9/7	1.93
8	日本	国債証券	第96回利付国債 (20年)	490,000,000	103.77	508,492,600	105.82	518,527,800	2.1	2027/6/20	1.89
9	イタリア	国債証券	BTPS 5%	4,600,000	11,058.58	508,695,102	11,227.26	516,454,360	5	2025/3/1	1.89
10	日本	国債証券	第66回利付国債 (5年)	500,000,000	102.15	510,790,000	102.10	510,520,000	1.1	2012/9/20	1.86
11	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 3.75%	4,070,000	11,911.38	484,793,485	11,901.68	484,398,577	3.75	2015/1/4	1.77
12	日本	国債証券	第8回利付国債 (物価連動・10年)	452,000,000	96.10	434,405,448	96.96	438,261,912	1	2016/6/10	1.60
13	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.125%	3,680,000	11,535.67	424,512,656	11,542.13	424,750,700	3.125	2014/9/15	1.55
14	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75%	2,850,000	13,524.76	385,455,788	13,743.38	391,686,376	4.75	2040/7/4	1.43
15	日本	国債証券	第11回利付国債 (物価連動・10年)	380,000,000	96.57	366,954,980	97.32	369,797,760	1.2	2017/3/10	1.35
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.375%	3,490,000	9,229.87	322,122,782	9,491.42	331,250,795	4.375	2039/11/15	1.21
17	日本	国債証券	第287回利付国債 (10年)	300,000,000	108.40	325,200,000	109.01	327,033,000	1.9	2017/6/20	1.19
18	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	2,770,000	11,259.61	311,891,244	11,262.99	311,985,015	4.25	2012/10/15	1.14
19	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	2,220,000	13,853.78	307,554,018	13,937.61	309,415,135	4.5	2042/12/7	1.13
20	日本	国債証券	第87回利付国債 (5年)	300,000,000	100.73	302,208,000	100.90	302,706,000	0.5	2014/12/20	1.11
21	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	2,590,000	11,308.14	292,881,027	11,382.25	294,800,439	4.25	2015/2/1	1.08
22	ルクセンブルク	社債券	EUROHYPO SA LUX 4.625%	3,100,000	8,931.17	276,866,307	8,909.93	276,208,016	4.625	2010/9/30	1.01
23	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	1,840,000	14,783.74	272,020,965	14,808.14	272,469,877	6.25	2024/1/4	1.00
24	ノルウェー	社債券	EKSPORTFINANS 6%	1,930,000	13,464.02	259,855,636	13,421.44	259,033,795	6	2010/9/6	0.95
25	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	2,900,000	8,353.38	242,248,159	8,432.95	244,555,747	2.5	2015/6/1	0.89
26	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 8%	1,850,000	12,930.11	239,207,126	13,062.95	241,664,728	8	2027/6/1	0.88
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	2,500,000	9,343.39	233,584,985	9,526.64	238,166,035	3.75	2018/11/15	0.87
28	日本	特殊債券	第18回高速道路 機構債券	210,000,000	108.53	227,917,200	112.32	235,882,500	2.87	2046/12/20	0.86
29	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.625%	1,640,000	14,120.95	231,583,642	14,266.74	233,974,622	5.625	2028/1/4	0.85
30	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 3.5%	2,000,000	11,569.19	231,383,978	11,689.06	233,781,241	3.5	2019/7/4	0.85

種類別及び業種別投資比率

(2010年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	65.79
特殊債券	3.94
社債券	22.95
合計	92.68

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件(2010年6月30日現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
有価証券先物取引等

(2010年6月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物	売建	1,000,000,000	日本円	1,406,000,000	1,416,600,000	1,416,600,000	5.17
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1009	買建	135	米ドル	29,464,628.6	29,548,125	2,614,418,101	9.55
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1009	買建	70	米ドル	8,706,250	8,898,750	787,361,400	2.88
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1009	買建	42	米ドル	4,908,161.58	4,974,046.98	440,103,676	1.61
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 1009	買建	62	ユーロ	7,483,400	7,497,660	808,322,724	2.95
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1009	買建	44	ユーロ	5,652,968	5,694,920	613,969,325	2.24
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SCHATZ 1009	買建	42	ユーロ	4,605,384	4,603,620	496,316,272	1.81
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,960,000	4,966,750	439,458,040	1.61
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,952,500	4,961,250	438,971,400	1.60
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,947,000	4,958,000	438,683,840	1.60
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,939,220	4,953,250	438,263,560	1.60
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,929,020	4,946,750	437,688,440	1.60
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,916,995	4,937,000	436,825,760	1.60
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	20	米ドル	4,906,320	4,927,250	435,963,080	1.59

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース(為替ヘッジなし)マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

(2010年6月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第84回利付国債 (5年)	5,553,000,000	101.71	5,648,122,890	101.80	5,653,120,590	0.7	2014/6/20	5.96
2	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	16,250,000	12,109.84	1,967,849,730	12,110.29	1,967,923,311	4	2018/1/4	2.07
3	日本	国債証券	第305回利付国債 (10年)	1,830,000,000	101.41	1,855,949,400	102.59	1,877,433,600	1.3	2019/12/20	1.98
4	日本	国債証券	第74回利付国債 (5年)	1,750,000,000	102.45	1,792,927,500	102.42	1,792,490,000	1	2013/6/20	1.89
5	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	15,705,000	11,259.61	1,768,322,019	11,262.99	1,768,853,670	4.25	2012/10/15	1.86
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.25%	18,500,000	8,986.47	1,662,497,203	9,072.73	1,678,456,766	2.25	2015/1/31	1.77
7	日本	国債証券	第64回利付国債 (5年)	1,600,000,000	102.74	1,643,984,000	102.66	1,642,656,000	1.5	2012/6/20	1.73
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.375%	18,300,000	8,966.12	1,640,800,089	8,980.45	1,643,423,329	1.375	2012/5/15	1.73
9	日本	国債証券	第231回利付国債 (10年)	1,592,000,000	101.19	1,611,024,400	101.11	1,609,750,800	1.3	2011/6/20	1.70
10	日本	国債証券	第282回利付国債 (10年)	1,457,000,000	107.04	1,559,645,650	107.52	1,566,566,400	1.7	2016/9/20	1.65
11	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	12,980,000	12,015.96	1,559,672,068	11,998.71	1,557,433,070	4.25	2014/1/4	1.64
12	日本	国債証券	第92回利付国債 (20年)	1,400,000,000	104.15	1,458,142,000	106.16	1,486,352,000	2.1	2026/12/20	1.57
13	日本	国債証券	第67回利付国債 (20年)	1,240,000,000	103.79	1,287,070,400	105.56	1,309,030,800	1.9	2024/3/20	1.38
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.375%	14,400,000	8,917.98	1,284,190,225	8,966.12	1,291,121,381	1.375	2013/3/15	1.36
15	フィンランド	国債証券	FINNISH GOV'T 3.125%	10,930,000	11,535.67	1,260,848,731	11,542.13	1,261,555,748	3.125	2014/9/15	1.33
16	ドイツ	特殊債券	KFW 3.75%	13,100,000	9,108.13	1,193,165,187	9,098.39	1,191,890,213	3.75	2011/6/27	1.26
17	日本	国債証券	第8回利付国債 (物価連動・10年)	1,222,000,000	96.10	1,174,432,428	96.96	1,184,858,532	1	2016/6/10	1.25
18	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVT 4.5%	9,650,000	12,247.11	1,181,846,980	12,248.29	1,181,960,380	4.5	2017/7/15	1.25
19	日本	国債証券	第11回利付国債 (物価連動・10年)	1,198,000,000	96.57	1,156,873,858	97.31	1,165,836,096	1.2	2017/3/10	1.23
20	イタリア	国債証券	BTPS 6%	9,600,000	11,961.51	1,148,305,872	11,965.83	1,148,719,862	6	2031/5/1	1.21
21	イタリア	国債証券	BTPS 4.25%	9,910,000	11,308.14	1,120,637,444	11,382.25	1,127,981,606	4.25	2015/2/1	1.19
22	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.5%	7,930,000	13,853.78	1,098,605,121	13,937.61	1,105,253,165	4.5	2042/12/7	1.17
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.625%	8,900,000	11,920.82	1,060,953,181	12,142.19	1,080,655,723	6.625	2027/2/15	1.14
24	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 3.75%	8,920,000	11,911.38	1,062,495,796	11,901.68	1,061,630,297	3.75	2015/1/4	1.12
25	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	10,860,000	8,353.38	907,177,589	8,432.95	915,819,108	2.5	2015/6/1	0.97
26	日本	国債証券	第87回利付国債 (5年)	900,000,000	100.73	906,624,000	100.90	908,118,000	0.5	2014/12/20	0.96
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.125%	10,000,000	8,909.13	890,913,914	9,003.72	900,372,568	2.125	2015/5/31	0.95
28	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	6,070,000	14,783.74	897,373,510	14,808.14	898,854,433	6.25	2024/1/4	0.95
29	イギリス	国債証券	UK TREASURY 4%	6,580,000	13,591.63	894,329,696	13,719.38	902,735,462	4	2022/3/7	0.95
30	ドイツ	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.25%	6,840,000	12,505.96	855,407,664	12,797.04	875,318,014	4.25	2039/7/4	0.92

種類別及び業種別投資比率

(2010年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
国債証券	69.44
特殊債券	5.95
社債券	20.98
合計	96.37

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件(2010年6月30日現在)

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
有価証券先物取引等

(2010年6月30日現在)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建 / 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額金額	評価額金額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	日本	東京証券取引所	東証長期国債標準物先物	売建	3,900,000,000	日本円	5,483,400,000	5,524,740,000	5,524,740,000	5.82
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 10Y 1009	買建	123	米ドル	14,850,328.74	15,071,343.75	1,333,512,495	1.41
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 2Y 1009	買建	531	米ドル	115,894,264.4	116,222,625	10,283,377,860	10.84
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 20Y 1009	買建	158	米ドル	19,651,250	20,085,750	1,777,187,160	1.87
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	CBT 5Y 1009	売建	245	米ドル	28,688,899.5	29,015,274.05	2,567,271,447	2.71
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BOBL 1009	買建	190	ユーロ	22,933,000	22,976,700	2,477,118,027	2.61
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUND10Y 1009	買建	98	ユーロ	12,595,206	12,684,140	1,367,477,133	1.44
債券先物取引	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	BUXL 1009	買建	77	ユーロ	8,600,514	8,616,300	928,923,303	0.98
債券先物取引	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	GILT 1009	買建	55	英ポンド	6,554,900	6,637,400	883,238,818	0.93
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	19,096,000	19,121,987.5	1,691,913,454	1.78
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	19,067,125	19,100,812.5	1,690,039,890	1.78
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	19,045,950	19,088,300	1,688,932,784	1.78
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	19,014,960	19,070,012.5	1,687,314,706	1.78
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	18,975,447.5	19,044,987.5	1,685,100,494	1.78
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	18,928,947.5	19,007,450	1,681,779,176	1.77
その他先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	EURO\$ 90Days	売建	77	米ドル	18,887,785	18,969,912.5	1,678,457,858	1.77

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ(確定拠出年金向け)>

2010年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(2002年6月7日)	287	287	0.9950	0.9950
2期	(2003年6月9日)	514	514	1.0776	1.0776
3期	(2004年6月7日)	658	658	1.0472	1.0472
4期	(2005年6月7日)	895	895	1.0939	1.0939
5期	(2006年6月7日)	871	871	1.0510	1.0510
6期	(2007年6月7日)	955	955	1.0294	1.0294
7期	(2008年6月9日)	1,099	1,099	1.0247	1.0247
8期	(2009年6月8日)	1,924	1,924	1.0549	1.0549
9期	(2010年6月7日)	2,577	2,577	1.1605	1.1605
	2009年6月末日	1,987		1.0731	
	2009年7月末日	2,040		1.0881	
	2009年8月末日	2,086		1.1013	
	2009年9月末日	2,148		1.1144	
	2009年10月末日	2,203		1.1173	
	2009年11月末日	2,220		1.1251	
	2009年12月末日	2,259		1.1232	
	2010年1月末日	2,308		1.1300	
	2010年2月末日	2,311		1.1383	
	2010年3月末日	2,369		1.1395	
	2010年4月末日	2,504		1.1553	
	2010年5月末日	2,577		1.1587	
	2010年6月末日	2,635		1.1671	

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし(確定拠出年金向け)>

2010年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(2002年6月7日)	19	19	1.0438	1.0438
2期	(2003年6月9日)	112	112	1.2187	1.2187
3期	(2004年6月7日)	321	321	1.1760	1.1760
4期	(2005年6月7日)	582	582	1.2179	1.2179
5期	(2006年6月7日)	779	779	1.2693	1.2693
6期	(2007年6月7日)	1,176	1,176	1.3711	1.3711
7期	(2008年6月9日)	1,833	1,833	1.3609	1.3609
8期	(2009年6月8日)	3,850	3,850	1.2855	1.2855
9期	(2010年6月7日)	4,481	4,481	1.2673	1.2673
	2009年6月末日	3,941		1.2924	
	2009年7月末日	4,002		1.3042	
	2009年8月末日	4,017		1.2999	
	2009年9月末日	4,049		1.2969	
	2009年10月末日	4,186		1.3197	
	2009年11月末日	4,095		1.2887	
	2009年12月末日	4,208		1.3153	
	2010年1月末日	4,175		1.2883	
	2010年2月末日	4,133		1.2795	
	2010年3月末日	4,285		1.3125	
	2010年4月末日	4,689		1.3343	
	2010年5月末日	4,506		1.2787	
	2010年6月末日	4,546		1.2614	

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2001年11月22日 至 2002年6月7日	0.0000
第2期	自 2002年6月8日 至 2003年6月9日	0.0000
第3期	自 2003年6月10日 至 2004年6月7日	0.0000
第4期	自 2004年6月8日 至 2005年6月7日	0.0000
第5期	自 2005年6月8日 至 2006年6月7日	0.0000
第6期	自 2006年6月8日 至 2007年6月7日	0.0000
第7期	自 2007年6月8日 至 2008年6月9日	0.0000
第8期	自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	0.0000
第9期	自 2009年6月9日 至 2010年6月7日	0.0000

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	自 2001年11月22日 至 2002年6月7日	0.0000
第2期	自 2002年6月8日 至 2003年6月9日	0.0000
第3期	自 2003年6月10日 至 2004年6月7日	0.0000
第4期	自 2004年6月8日 至 2005年6月7日	0.0000
第5期	自 2005年6月8日 至 2006年6月7日	0.0000
第6期	自 2006年6月8日 至 2007年6月7日	0.0000
第7期	自 2007年6月8日 至 2008年6月9日	0.0000
第8期	自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	0.0000
第9期	自 2009年6月9日 至 2010年6月7日	0.0000

【収益率の推移】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 2001年11月22日 至 2002年6月7日	0.5
第2期	自 2002年6月8日 至 2003年6月9日	8.3
第3期	自 2003年6月10日 至 2004年6月7日	2.8
第4期	自 2004年6月8日 至 2005年6月7日	4.5
第5期	自 2005年6月8日 至 2006年6月7日	3.9
第6期	自 2006年6月8日 至 2007年6月7日	2.1
第7期	自 2007年6月8日 至 2008年6月9日	0.5
第8期	自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	2.9
第9期	自 2009年6月9日 至 2010年6月7日	10.0

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 2001年11月22日 至 2002年6月7日	4.4
第2期	自 2002年6月8日 至 2003年6月9日	16.8
第3期	自 2003年6月10日 至 2004年6月7日	3.5
第4期	自 2004年6月8日 至 2005年6月7日	3.6
第5期	自 2005年6月8日 至 2006年6月7日	4.2
第6期	自 2006年6月8日 至 2007年6月7日	8.0
第7期	自 2007年6月8日 至 2008年6月9日	0.7
第8期	自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	5.5
第9期	自 2009年6月9日 至 2010年6月7日	1.4

（４）【設定及び解約の実績】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 2001年11月22日 至 2002年6月7日	307,509,886 (0)	18,339,023 (0)	289,170,863 (0)
第2期	自 2002年6月8日 至 2003年6月9日	214,744,721 (0)	26,152,209 (0)	477,763,375 (0)
第3期	自 2003年6月10日 至 2004年6月7日	217,441,930 (0)	66,772,021 (0)	628,433,284 (0)
第4期	自 2004年6月8日 至 2005年6月7日	254,260,996 (0)	63,780,306 (0)	818,913,974 (0)
第5期	自 2005年6月8日 至 2006年6月7日	200,751,068 (0)	190,195,039 (0)	829,470,003 (0)
第6期	自 2006年6月8日 至 2007年6月7日	277,164,674 (0)	178,433,512 (0)	928,201,165 (0)
第7期	自 2007年6月8日 至 2008年6月9日	496,012,940 (0)	350,984,719 (0)	1,073,229,386 (0)
第8期	自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	1,021,056,268 (0)	270,328,802 (0)	1,823,956,852 (0)
第9期	自 2009年6月9日 至 2010年6月7日	682,944,551 (0)	285,880,298 (0)	2,221,021,105 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 2001年11月22日 至 2002年6月7日	18,783,506 (0)	7,593 (0)	18,775,913 (0)
第2期	自 2002年6月8日 至 2003年6月9日	77,851,241 (0)	4,718,483 (0)	91,908,671 (0)
第3期	自 2003年6月10日 至 2004年6月7日	222,864,561 (0)	41,336,197 (0)	273,437,035 (0)
第4期	自 2004年6月8日 至 2005年6月7日	259,131,022 (0)	53,927,339 (0)	478,640,718 (0)
第5期	自 2005年6月8日 至 2006年6月7日	298,892,479 (0)	163,182,842 (0)	614,350,355 (0)
第6期	自 2006年6月8日 至 2007年6月7日	381,703,113 (0)	137,702,548 (0)	858,350,920 (0)
第7期	自 2007年6月8日 至 2008年6月9日	679,981,878 (0)	190,710,301 (0)	1,347,622,497 (0)
第8期	自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	1,946,217,360 (0)	298,301,344 (0)	2,995,538,513 (0)
第9期	自 2009年6月9日 至 2010年6月7日	852,071,919 (0)	311,749,460 (0)	3,535,860,972 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考) 運用実績

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

2010年6月30日現在

基準価額・純資産の推移



●税引前分配金再投資後基準価額およびファンド(税引前分配金再投資)の期間別騰落率とは、本ファンドの決算時に収益の分配があった場合に、その分配金(税引前)で本ファンドを購入(再投資)した場合の基準価額および騰落率です。●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

Aコース

	銘柄名	通貨	残存年数	構成比
1	アメリカ国債 0% 2010年9月23日	USD	0.2年	5.2%
2	第240回利付国債(10年) 1.3% 2012年6月20日	JPY	2.0年	4.2%
3	第84回利付国債(5年) 0.7% 2014年6月20日	JPY	4.0年	3.5%
4	第67回利付国債(20年) 1.9% 2024年3月20日	JPY	13.7年	3.0%
5	第67回利付国債(5年) 1.3% 2012年9月20日	JPY	2.2年	2.1%
6	デンマーク国債 1.875% 2012年3月16日	USD	1.7年	2.0%
7	イギリス国債 3.75% 2020年9月7日	GBP	10.2年	1.9%
8	第96回利付国債(20年) 2.1% 2027年6月20日	JPY	17.0年	1.9%
9	イタリア国債 5% 2025年3月1日	EUR	14.7年	1.9%
10	第66回利付国債(5年) 1.1% 2012年9月20日	JPY	2.2年	1.9%

(注)債券現物のみ(先物を除く)の数値です。

Bコース

	銘柄名	通貨	残存年数	構成比
1	第84回利付国債(5年) 0.7% 2014年6月20日	JPY	4.0年	6.0%
2	ドイツ国債 4% 2018年1月4日	EUR	7.5年	2.1%
3	第305回利付国債(10年) 1.3% 2019年12月20日	JPY	9.5年	2.0%
4	第74回利付国債(5年) 1% 2013年6月20日	JPY	3.0年	1.9%
5	イタリア国債 4.25% 2012年10月15日	EUR	2.3年	1.9%
6	アメリカ国債 2.25% 2015年1月31日	USD	4.6年	1.8%
7	アメリカ国債 1.375% 2012年5月15日	USD	1.9年	1.7%
8	第64回利付国債(5年) 1.5% 2012年6月20日	JPY	2.0年	1.7%
9	第231回利付国債(10年) 1.3% 2011年6月20日	JPY	1.0年	1.7%
10	第282回利付国債(10年) 1.7% 2016年9月20日	JPY	6.2年	1.7%

基準価額・純資産総額

	Aコース	Bコース
基準価額	11,671円	12,614円
純資産総額	26.4億円	45.5億円

期間別騰落率(%) (税引前分配金再投資)

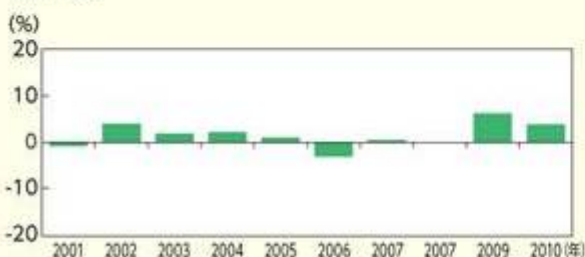
	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	5年	設定来
Aコース	0.72	2.42	3.91	8.76	13.74	6.77	16.71
Bコース	-1.35	-3.89	-4.10	-2.40	-8.96	1.74	26.14

分配の推移(円) (1万口当たり、税引前)

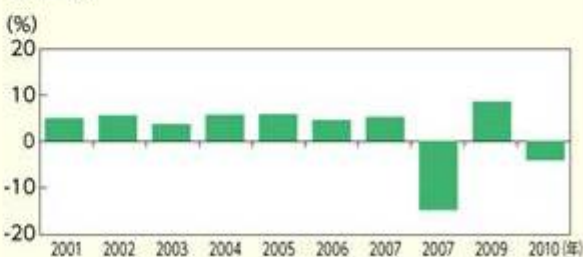
決算日	06 6/7	07 6/7	08 6/9	09 6/8	10 6/7	設定来 累計
Aコース分配金	0	0	0	0	0	0
Bコース分配金	0	0	0	0	0	0

年間収益率の推移(%)

Aコース



Bコース



●本ファンドの収益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
●2001年は設定日(11月22日)から年末までの騰落率、2010年は1月から6月末までの騰落率を表示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、販売会社所定の方法により、毎営業日^{*1}受付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、お買付のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 英国証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日（以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。）に該当する場合には、販売会社の営業日であっても、お買付のお申込みはお受けいたしません。なお、収益分配金の再投資に係る追加信託金のお申込みに限り、「ロンドンまたはニューヨークの休業日」においてもこれを受け付けるものとします。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) 受益権の取得申込みを行う投資者は、本ファンドの取得申込みに際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

(3) お買付価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

(4) お買付単位は、1円以上1円単位とします。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって申込みに応じます。

(5) お買付代金は、取得申込日の翌々営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める所定の方法により上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 受益権の取得申込者の制限について

受益権の取得申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者および運用指図者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

なお、上記にかかわらず、本ファンド設定のため委託会社もしくは販売会社が自己の資金をもって取得する場合があります。

(7) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金のお申込みは、毎営業日^{*1}受け付けます。毎営業日の午後3時^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。

*1 「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除きます。

*2 販売会社によっては午後3時より前に受付を締め切る場合がありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は解約請求制により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。

(3) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}として控除した価額とします。

* 信託財産留保額とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続き本ファンドを保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

(5) ご換金の代金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社および販売会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、上記の一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止または保留以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として上記に準じて計算された価額とします。

(8) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要

(5)その他 b. 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第2 管理及び運営 3 資産管理等の概要 (5)その他 a. 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当りの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの金額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：「年世債A」および「年世債B」）。

委託会社は、年1回（6月）の決算時および償還時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に対してお渡しします（本ファンドの受益者は、本ファンドを購入できる投資者に限定されます。詳しくは、前記「第2 管理及び運営 1 申込（販売）手続等」をご覧ください。）。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2001年11月22日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5)その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年6月8日から翌年6月7日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2001年11月22日から2002年6月7日までとします。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該日以降の営業日で該日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a . 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、AコースおよびBコースそれぞれについて、受益権の総口数が26億口を下回るようになった場合には、当該各コースについて、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、当該コースに係る信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記b . に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないときには（新受託者の選任を行う場合は、下記b . に定める手続を準用します。）、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行が辞任したときは、委託会社は、新受託者を選任します。また、受託銀行がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託銀行の解任を請求することができます。

また、委託会社は、以上の事由による信託終了前に信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議

を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMロンドン）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。委託会社は分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

(a) 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

(b) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(c) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

(d) 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認す

るものとしします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務(裁量性のないものに限り、)を、受託銀行および委託会社が適当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとしします。

- (a) 信託財産の保存に係る業務
 - (b) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - (c) 委託会社のための指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - (d) 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
- 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

g. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本g.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとしします。

h. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとしします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をすることとしします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

i. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとしします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日から起算して原則として5営業日までに、販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じて受益者に支払います。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については交付開始前までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受

益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 換金手続等

前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）及びゴールドマン・サックス・世界債券オープン B為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第8期計算期間（2008年6月10日から2009年6月8日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しており、第9期計算期間（2009年6月9日から2010年6月7日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) A限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）及びB為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期計算期間（2008年6月10日から2009年6月8日まで）及び第9期計算期間（2009年6月9日から2010年6月7日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第8期 (2009年6月8日現在)	第9期 (2010年6月7日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,933,004,221	2,589,659,092
未収入金	2,053,053	254,601
流動資産合計	1,935,057,274	2,589,913,693
資産合計	1,935,057,274	2,589,913,693
負債の部		
流動負債		
未払解約金	2,053,053	254,601
未払受託者報酬	449,118	615,133
未払委託者報酬	8,084,115	11,072,350
その他未払費用	427,511	381,378
流動負債合計	11,013,797	12,323,462
負債合計	11,013,797	12,323,462
純資産の部		
元本等		
元本	1,823,956,852	2,221,021,105
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	100,086,625	356,569,126
（分配準備積立金）	124,867,108	211,159,662
元本等合計	1,924,043,477	2,577,590,231
純資産合計	1,924,043,477	2,577,590,231
負債純資産合計	1,935,057,274	2,589,913,693

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第8期 自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	第9期 自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
営業収益		
有価証券売買等損益	67,504,218	227,635,587
営業収益合計	67,504,218	227,635,587
営業費用		
受託者報酬	852,424	1,166,263
委託者報酬	15,343,480	20,992,715
その他費用	811,393	883,944
営業費用合計	17,007,297	23,042,922
営業利益	50,496,921	204,592,665
経常利益	50,496,921	204,592,665
当期純利益	50,496,921	204,592,665
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	1,452,408	15,794,038
期首剰余金又は期首欠損金()	26,527,956	100,086,625
剰余金増加額又は欠損金減少額	30,304,133	85,102,103
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	30,304,133	85,102,103
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,789,977	17,418,229
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,789,977	17,418,229
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	100,086,625	356,569,126

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第8期 自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	第9期 自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2008年6月7日及びその翌日が休業日のため、本計算期間期首は2008年6月10日としております。また、2009年6月7日が休業日のため、本計算期間末日は2009年6月8日としております。	計算期間の取扱い 2009年6月7日が休業日のため、本計算期間期首は2009年6月9日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第8期 (2009年6月8日現在)	第9期 (2010年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,073,229,386円	1,823,956,852円
期中追加設定元本額	1,021,056,268円	682,944,551円
期中一部解約元本額	270,328,802円	285,880,298円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,823,956,852口	2,221,021,105口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第8期 自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	第9期 自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	47,582,278円	68,122,427円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	円	34,470,022円
収益調整金額	327,828,815円	445,367,410円
分配準備積立金額	77,284,830円	108,567,213円
本ファンドの分配対象収益額	452,695,923円	656,527,072円
本ファンドの期末残存口数	1,823,956,852口	2,221,021,105口
1口当たり収益分配対象額	0.248194円	0.295596円
1口当たり分配金額	円	円
収益分配金金額	円	円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第9期 自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
1. 金融商品に対する取組方針 2. 金融商品の内容及びそのリスク 3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p> <p>本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p> <p>コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>リスク管理・分析部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理・分析部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>

金融商品の時価等に関する事項

区分	第9期 自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 2. 時価の算定方法 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	<p>貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「(3) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>貸借対照表に計上している金銭債権のうち満期のあるものは、その全額が1年以内に償還されます。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期(2009年6月8日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,933,004,221	74,050,432
合計	1,933,004,221	74,050,432

種類	第9期(2010年6月7日現在)	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	221,407,121	
合計	221,407,121	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第8期 (2009年6月8日現在)	第9期 (2010年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1.0549円	1.1605円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース(限定為替ヘッジ)マザーファンド	2,025,861,764	2,589,659,092	
合計			2,025,861,764	2,589,659,092	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）】
（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第 8 期 (2009年 6 月 8 日現在)	第 9 期 (2010年 6 月 7 日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,866,992,814	4,502,768,758
未収入金	1,602,886	1,925,927
流動資産合計	3,868,595,700	4,504,694,685
資産合計	3,868,595,700	4,504,694,685
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,602,886	1,925,927
未払受託者報酬	819,663	1,117,081
未払委託者報酬	14,753,879	20,107,415
その他未払費用	780,263	499,925
流動負債合計	17,956,691	23,650,348
負債合計	17,956,691	23,650,348
純資産の部		
元本等		
元本	2,995,538,513	3,535,860,972
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	855,100,496	945,183,365
（分配準備積立金）	195,481,525	271,390,209
元本等合計	3,850,639,009	4,481,044,337
純資産合計	3,850,639,009	4,481,044,337
負債純資産合計	3,868,595,700	4,504,694,685

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第8期 自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	第9期 自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
営業収益		
有価証券売買等損益	117,199,852	36,822,045
営業収益合計	117,199,852	36,822,045
営業費用		
受託者報酬	1,572,181	2,176,154
委託者報酬	28,299,180	39,170,602
その他費用	1,496,602	1,215,210
営業費用合計	31,367,963	42,561,966
営業損失()	148,567,815	79,384,011
経常損失()	148,567,815	79,384,011
当期純損失()	148,567,815	79,384,011
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	31,562,691	3,525,044
期首剰余金又は期首欠損金()	486,311,470	855,100,496
剰余金増加額又は欠損金減少額	590,959,481	261,631,905
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	590,959,481	261,631,905
剰余金減少額又は欠損金増加額	105,165,331	88,639,981
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	105,165,331	88,639,981
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	855,100,496	945,183,365

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第8期 自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	第9期 自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 2008年6月7日及びその翌日が休業日のため、本計算期間期首は2008年6月10日としております。また、2009年6月7日が休業日のため、本計算期間末日は2009年6月8日としております。	計算期間の取扱い 2009年6月7日が休業日のため、本計算期間期首は2009年6月9日としております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第8期 (2009年6月8日現在)	第9期 (2010年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	1,347,622,497円	2,995,538,513円
期中追加設定元本額	1,946,217,360円	852,071,919円
期中一部解約元本額	298,301,344円	311,749,460円
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,995,538,513口	3,535,860,972口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第8期 自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	第9期 自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	85,639,754円	93,198,805円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	円	円
収益調整金額	875,931,053円	1,090,439,097円
分配準備積立金額	109,841,771円	178,191,404円
本ファンドの分配対象収益額	1,071,412,578円	1,361,829,306円
本ファンドの期末残存口数	2,995,538,513口	3,535,860,972口
1口当たり収益分配対象額	0.357669円	0.385147円
1口当たり分配金額	円	円
収益分配金金額	円	円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	第9期 自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
1. 金融商品に対する取組方針 2. 金融商品の内容及びそのリスク 3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p> <p>本ファンドが保有する主な金融資産は親投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p> <p>コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>リスク管理・分析部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理・分析部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>

金融商品の時価等に関する事項

区分	第9期 自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額 2. 時価の算定方法 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	<p>貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。</p> <p>(1) 有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2) 有価証券 「(3) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>貸借対照表に計上している金銭債権のうち満期のあるものは、その全額が1年以内に償還されます。</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第8期(2009年6月8日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,866,992,814	57,726,902
合計	3,866,992,814	57,726,902

種類	第9期(2010年6月7日現在)	
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	29,917,003	
合計	29,917,003	

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第8期 (2009年6月8日現在)	第9期 (2010年6月7日現在)
1口当たり純資産額	1.2855円	1.2673円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）マザーファンド	3,052,724,582	4,502,768,758	
合計			3,052,724,582	4,502,768,758	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

A限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）は、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2009年6月8日現在)	(2010年6月7日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		4,375,919	6,163,052
コール・ローン		151,236,640	434,192,592
国債証券		14,740,706,224	15,554,173,528
地方債証券		143,680,834	
特殊債券		5,154,270,695	1,085,605,488
社債券		8,393,356,902	6,924,542,171
派生商品評価勘定		879,958,110	3,462,702,251
未収入金		201,785,850	875,046,215
未収利息		300,155,048	229,191,825
前払金			4,474
前払費用		53,159,048	34,497,353
差入委託証拠金		80,241,281	61,240,318
流動資産合計		30,102,926,551	28,667,359,267
資産合計		30,102,926,551	28,667,359,267
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		1,558,631,394	2,148,236,945
前受金			920
未払金		130,710,700	843,966,832
未払解約金		28,653,702	7,546,674
流動負債合計		1,717,995,796	2,999,751,371
負債合計		1,717,995,796	2,999,751,371
純資産の部			
元本等			
元本		24,666,701,904	20,080,246,354
剰余金			
期末剰余金		3,718,228,851	5,587,361,542
剰余金合計		3,718,228,851	5,587,361,542
元本等合計		28,384,930,755	25,667,607,896
純資産合計		28,384,930,755	25,667,607,896
負債・純資産合計		30,102,926,551	28,667,359,267

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2008年 6月10日 至 2009年 6月 8日	自 2009年 6月 9日 至 2010年 6月 7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2009年6月8日現在)	(2010年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	30,354,189,930円	22,388,526,519円
期中追加設定元本額	1,687,702,620円	2,054,714,280円
期中一部解約元本額	7,375,190,646円	4,362,994,445円
期末元本額	24,666,701,904円	20,080,246,354円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）	1,679,850,718円	2,025,861,764円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA 限定為替ヘッジ（野村SMA向け）	2,214,853,968円	1,968,059,354円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Cコース（毎月分配型、限定為替ヘッジ）	290,365,540円	208,315,719円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Aコース（限定為替ヘッジ）	3,882,289,768円	2,789,646,728円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンA （限定為替ヘッジ）VA（適格機関投資家専用）	7,566,657,354円	7,147,272,885円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンF （適格機関投資家専用）	1,060,303,151円	710,617,972円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンFVA （適格機関投資家専用）	7,972,381,405円	5,230,471,932円
2. 計算期間末日における受益権の総数	24,666,701,904口	20,080,246,354口

（注）当親投資信託の前々計算期間は2008年12月9日から2009年6月8日となっており、また当計算期間は2009年12月8日から2010年6月7日となっており、貸借対照表に関する注記に記載された元本の推移は、それぞれ同計算期間に対応するものとなっております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p> <p>本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しております。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p> <p>コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>リスク管理・分析部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理・分析部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2009年 6 月 9 日 至 2010年 6 月 7 日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(2) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。 (3) デリバティブ取引 「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権のうち満期のあるものは、その全額が1年以内に償還されます。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2009年 6 月 8 日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	14,740,706,224	278,541,135
地方債証券	143,680,834	10,115,581
特殊債券	5,154,270,695	40,393,866
社債券	8,393,356,902	188,758,981
合計	28,432,014,655	140,291,601

種類	(2010年6月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	194,688,867
特殊債券	9,677,695
社債券	139,808,387
合計	344,174,949

(注) 当親投資信託の前々計算期間は2008年12月9日から2009年6月8日となっており、また当計算期間は2009年12月8日から2010年6月7日となっており、上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、それぞれ同計算期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
<p>1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび、取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>「(2) 注記表(金融商品に関する注記)」の「金融商品の状況に関する事項」及び「金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。</p>

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	(2009年6月8日現在)				(2010年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	7,553,884,712		7,473,994,868	79,889,844	6,358,130,575		6,376,759,143	18,628,568
	売建	8,229,928,370		8,089,630,865	140,297,505	2,590,239,601		2,599,856,507	9,616,906
	合計	15,783,813,082		15,563,625,733	60,407,661	8,948,370,176		8,976,615,650	9,011,662

(2) 通貨関連

区分	種類	(2009年6月8日現在)				(2010年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	買建								
	米ドル	7,336,440,092		7,446,286,318	109,846,226	10,597,989,867		10,399,698,925	198,290,942
	カナダドル	885,853,134		924,729,165	38,876,031	2,281,504,865		2,182,954,033	98,550,832
	ユーロ	2,423,483,571		2,550,521,248	127,037,677	9,326,738,645		8,437,602,669	889,135,976
	英ポンド	1,379,153,892		1,484,973,533	105,819,641	1,878,643,937		1,783,979,595	94,664,342
	スイスフラン	533,986,277		557,929,732	23,943,455	2,058,091,632		1,882,268,102	175,823,530
	スウェーデン クローナ	676,682,102		691,369,176	14,687,074	1,720,267,451		1,567,282,538	152,984,913
	ノルウェー クローネ	488,206,591		502,362,958	14,156,367	1,425,729,606		1,298,260,137	127,469,469
	デンマーク クローネ					187,000,234		181,522,198	5,478,036
	オーストラリ アドル	1,637,105,542		1,811,599,720	174,494,178	2,022,773,798		1,800,974,083	221,799,715
	ニュージーラ ンドドル	1,194,203,169		1,297,187,564	102,984,395	2,069,232,658		1,959,496,526	109,736,132
	売建								
	米ドル	16,832,551,005		17,175,667,479	343,116,474	17,023,385,561		16,926,006,722	97,378,839
	カナダドル	1,091,289,660		1,187,706,566	96,416,906	2,688,295,904		2,565,050,745	123,245,159
	ユーロ	11,442,003,233		11,991,950,424	549,947,191	18,841,085,780		16,668,467,146	2,172,618,634
	英ポンド	3,963,440,226		4,132,582,050	169,141,824	3,286,763,408		3,146,273,677	140,489,731
	スイスフラン	728,448,481		767,333,053	38,884,572	1,739,248,213		1,603,730,560	135,517,653
	スウェーデン クローナ	938,026,860		965,804,311	27,777,451	1,792,755,539		1,610,342,762	182,412,777
	ノルウェー クローネ	284,702,238		288,868,023	4,165,785	1,293,472,191		1,175,505,888	117,966,303
デンマーク クローネ	220,366,454		229,953,018	9,586,564	396,118,039		362,919,895	33,198,144	
オーストラリ アドル	1,386,495,130		1,495,961,166	109,466,036	2,277,730,326		2,063,354,861	214,375,465	
ニュージーラ ンドドル	953,127,222		1,050,199,582	97,072,360	1,978,324,536		1,812,613,982	165,710,554	
	合計	54,395,564,879		56,552,985,086	733,730,119	84,885,152,190		79,428,305,044	1,308,979,372

(3) 金利関連

区分	種類	(2009年6月8日現在)				(2010年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	4,649,705,560		4,644,354,734	5,350,826				
	売建					5,940,044,459	1,609,631,468	5,943,570,187	3,525,728
	合計	4,649,705,560		4,644,354,734	5,350,826	5,940,044,459	1,609,631,468	5,943,570,187	3,525,728

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2008年 6月10日 至 2009年 6月 8日			自 2009年 6月 9日 至 2010年 6月 7日		
関連当事者の名称 （本ファンドとの関係）	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等）	有価証券等 売買手数料	為替 円		有価証券等 売買手数料	為替 円	

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（1口当たり情報）

項目	（2009年 6月 8日現在）	（2010年 6月 7日現在）
1口当たり純資産額	1.1507円	1.2783円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第66回 利付国債（5年）	500,000,000	510,790,000	
		第67回 利付国債（5年）	565,000,000	579,757,800	
		第74回 利付国債（5年）	203,000,000	207,979,590	
		第84回 利付国債（5年）	929,000,000	944,913,770	
		第87回 利付国債（5年）	300,000,000	302,208,000	
		第240回 利付国債（10年）	1,120,000,000	1,146,140,800	
		第287回 利付国債（10年）	300,000,000	325,200,000	
		第27回 利付国債（30年）	100,000,000	108,633,000	
		第67回 利付国債（20年）	790,000,000	819,988,400	
		第68回 利付国債（20年）	130,000,000	139,829,300	
		第71回 利付国債（20年）	205,000,000	220,098,250	
		第84回 利付国債（20年）	175,000,000	181,226,500	
		第96回 利付国債（20年）	490,000,000	508,492,600	
		第110回 利付国債（20年）	160,000,000	164,086,400	
		第6回 利付国債（物価連動・10年）	45,000,000	43,139,250	
		第8回 利付国債（物価連動・10年）	452,000,000	434,405,448	
		第11回 利付国債（物価連動・10年）	380,000,000	366,954,980	
			特殊債券	第18回 高速道路機構債券	210,000,000
小計				7,231,761,288	
米ドル	国債証券	KINGDOM OF DENMA 1.875%	6,000,000.00	6,061,200.00	
		KINGDOM OF DENMA 2.25%	1,800,000.00	1,832,830.20	
		TREASURY BILL 0%	1,100,000.00	1,099,512.65	
		TSY INFL IX N/B 1.625%	1,500,000.00	1,798,092.15	
		TSY INFL IX N/B 2.125%	420,000.00	458,166.27	
		US TREASURY N/B 1.375%	1,300,000.00	1,310,283.00	
		US TREASURY N/B 3.125%	700,000.00	722,064.00	
		US TREASURY N/B 3.25%	1,500,000.00	1,559,609.98	
		US TREASURY N/B 3.375%	1,500,000.00	1,523,100.13	
		US TREASURY N/B 3.75%	2,500,000.00	2,639,974.97	
		US TREASURY N/B 4.375%	3,490,000.00	3,640,628.19	
		US TREASURY N/B 5.5%	510,000.00	616,044.29	
	特殊債券	KOMMUNALBANKEN 2.875%	1,450,000.00	1,476,825.00	
		NED WATERSCHAPBK 3%	1,300,000.00	1,313,260.00	
		NRW. BANK 4.75%	1,700,000.00	1,725,500.00	
		US CENTRAL FEDER 1.9%	770,000.00	782,597.21	
		WEST CORP FED CR 1.75%	850,000.00	858,170.20	
		ACHMEA HYPOTHEEK 3.2%	1,900,000.00	1,951,064.40	
	社債券	AHM 2004-3 1A	15,745.93	14,449.26	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
		AHMA 2007-1 A1	3,607,915.05	1,695,720.07	
		ARCH CAPITAL GRP 7.35%	340,000.00	348,967.48	
		AT&T BROADBAND 9.455%	320,000.00	437,406.49	
		AT&T INC 6.7%	950,000.00	1,093,764.40	
		BK TOKYO-MITSUBI 2.6%	1,400,000.00	1,423,112.60	
		BP CAPITAL PLC 5.25%	1,750,000.00	1,736,875.00	
		CIE FINANCEMENT 2.125%	900,000.00	902,800.80	
		CITM 2007-1 2A1	507,212.40	466,889.97	
		CITM 2007-1 2A2	400,000.00	183,281.60	
		CITM 2007-1 2A3	800,000.00	322,316.08	
		COCA-COLA CO 3.625%	900,000.00	955,006.83	
		COMMONWEALTH BAN 3.75%	600,000.00	610,643.40	
		CONOCOPHILLIPS 5.75%	1,300,000.00	1,455,567.95	
		CWALT 2005-82 A1	2,832,502.37	1,482,940.18	
		CWALT 2006-0A1 2A1	1,409,109.65	726,528.76	
		ELI LILLY & CO 3.55%	800,000.00	834,920.53	
		ENDURANCE SPECIA 7%	350,000.00	324,439.14	
		ENEL FINANCE INT 6.25%	400,000.00	431,504.00	
		EUROHYPO SA LUX 4.625%	3,100,000.00	3,129,140.00	
		HFCHC 2007-3 APT	1,917,469.25	1,632,618.45	
		ING BANK NV 3.9%	1,725,000.00	1,825,821.07	
		KRAFT FOODS INC 2.625%	1,550,000.00	1,575,458.75	
		LEASEPLAN CORPOR 3%	1,300,000.00	1,337,440.00	
		MORGAN STANLEY 6%	750,000.00	779,777.64	
		NIBC BANK NV 2.8%	1,500,000.00	1,517,850.00	
		NOVARTIS CAPITAL 4.125%	700,000.00	748,172.74	
		RALI 2005-QS13 2A3	937,223.38	754,756.85	
		ROYAL BK SCOTLND 4.875%	1,000,000.00	998,310.00	
		SCHLUMBERGER NOR 3%	1,400,000.00	1,446,620.00	
		SEMT 2004-10 A3A	294,740.41	247,741.54	
		SWEDBANK AB 2.9%	1,350,000.00	1,392,033.60	
		TELECOM IT CAP 4.875%	147,000.00	147,856.42	
		UNILEVER CAPITAL 3.65%	750,000.00	790,312.95	
		WESTPAC BANKING 2.9%	1,550,000.00	1,594,553.20	
		WFALT 2007-PA6 A1	2,744,794.25	1,907,961.10	
		WMALT 2006-AR5 4A	3,896,646.14	1,716,335.46	
		WMALT 2007-0A2 2A	1,442,932.09	588,750.20	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
小計		WMALT 2007-0A3 2A	2,340,627.24	1,030,893.22		
				71,978,460.37		
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	2,900,000.00	2,892,170.00		
		CANADA-GOV'T 4.5%	10,000.00	10,904.20		
		CANADA-GOV'T 8%	1,850,000.00	2,855,863.50		
小計				5,758,937.70		
				(491,467,743)		
ユーロ	国債証券	BTPS 4.25%	5,360,000.00	5,609,612.02		
		BTPS 4.5%	680,000.00	701,123.52		
		BTPS 5%	4,600,000.00	4,718,440.80		
		BTPS 6%	1,880,000.00	2,085,860.00		
		DEUTSCHLAND REP 3.25%	1,610,000.00	1,707,833.26		
		DEUTSCHLAND REP 3.75%	4,620,000.00	5,107,730.65		
		DEUTSCHLAND REP 4%	140,000.00	157,256.12		
		DEUTSCHLAND REP 4.25%	1,470,000.00	1,677,972.46		
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	2,850,000.00	3,575,325.00		
		DEUTSCHLAND REP 5.5%	1,350,000.00	1,789,020.00		
		DEUTSCHLAND REP 5.625%	1,640,000.00	2,148,072.00		
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	1,840,000.00	2,523,151.52		
		FINNISH GOV'T 3.125%	3,680,000.00	3,937,600.00		
		FINNISH GOV'T 4.375%	1,890,000.00	2,139,633.09		
	NETHERLANDS GOVT 3.25%	1,720,000.00	1,836,989.24			
	NETHERLANDS GOVT 4.5%	1,010,000.00	1,147,350.91			
	NETHERLANDS GOVT 7.5%	450,000.00	658,243.80			
	SPANISH GOV'T 3%	1,040,000.00	1,005,368.00			
	SPANISH GOV'T 4.1%	880,000.00	858,226.16			
	SPANISH GOV'T 4.6%	1,760,000.00	1,769,973.92			
	特殊債券	EUROPEAN INVT BK 4.375%	2,000,000.00	2,169,600.00		
		SWEDBANK AB 3.375%	537,000.00	566,105.40		
		社債券	AUST & NZ BANK 3.375%	150,000.00	152,220.00	
			AUST & NZ BANK 5.25%	350,000.00	381,010.00	
			BHP BILLITON FIN 6.375%	1,050,000.00	1,237,089.00	
			CARREFOUR 5.375%	300,000.00	334,071.00	
			COM BK AUSTRALIA 5.5%	550,000.00	606,991.00	
COMMERZBANK AG 5%			900,000.00	969,030.00		
CREDIT SUISSE LD 6.125%			800,000.00	899,880.00		
DAIMLER NA CORP 5.75%			500,000.00	500,550.00		

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		DNB NOR BOLIGKRE 3.375%	800,000.00	822,064.00	
		E.ON INTL FIN BV 5.5%	1,550,000.00	1,761,420.00	
		FINANCE FOR DANI 2.125%	2,100,000.00	2,124,843.00	
		HSBC COVERED BON 3.375%	700,000.00	719,152.00	
		IBM CORP 6.625%	550,000.00	636,894.50	
		JOHN DEERE BANK 6%	800,000.00	833,632.00	
		JPMORGAN CHASE 5.25%	650,000.00	698,834.50	
		LEASEPLAN CORP 3.25%	1,200,000.00	1,260,312.00	
		MORGAN STANLEY 6.5%	350,000.00	360,500.00	
		NORDEA HYPOTEK A 3.5%	800,000.00	826,096.00	
		SHELL INTL FIN 4.5%	600,000.00	659,940.00	
		SIEMENS FINAN 5.25%	650,000.00	685,386.00	
		STATOIL ASA 4.375%	750,000.00	817,680.00	
		SWEDISH COVERED 3%	800,000.00	821,456.00	
		UBS AG LONDON 3.875%	700,000.00	725,634.00	
		VATTENFALL TREAS 6.75%	500,000.00	613,640.00	
		WACHOVIA BANK NA 6%	500,000.00	550,150.00	
		WESTPAC BANKING 6.5%	400,000.00	449,504.00	
		WM COVERED BOND 4%	1,250,000.00	1,271,025.00	
				(7,548,453,297)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 2.25%	110,000.00	111,901.90	
		UK TREASURY 2.75%	830,000.00	850,243.70	
		UK TREASURY 4%	230,000.00	234,919.70	
		UK TREASURY 4.5%	2,430,000.00	2,528,336.70	
		UK TREASURY 4.75%	300,000.00	321,777.00	
	社債券	UK TREASURY 5.25%	1,280,000.00	1,387,891.20	
		EKSPORTFINANS 6%	1,930,000.00	1,952,774.00	
		GE CAPITAL UK 8%	1,200,000.00	1,510,848.00	
		GRAN 2004-2 3A	90,499.28	83,530.83	
		SMI 2009-1 A2	750,000.00	750,000.00	
				9,732,223.03	
				(1,278,522,139)	
スウェーデン ンクローナ 小計	国債証券	SWEDISH GOVT 6.75%	10,000,000.00	11,862,060.00	
				11,862,060.00	
				(133,685,416)	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
デンマーク クローネ 小計	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 4%	12,000,000.00	13,358,400.00	
				13,358,400.00	
				(194,765,472)	
オーストラ リアドル 小計	社債券	ING BANK (AUS) 5.75% NATL AUSTRALIA BK 5.75%	1,000,000.00	1,002,210.00	
			700,000.00	705,971.00	
				1,708,181.00	
				(126,268,739)	
合計				23,564,321,187	
				(16,332,559,899)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 12銘柄	32.3%	40.2%
	特殊債券 5銘柄	8.6%	
	社債券 40銘柄	59.1%	
カナダドル	国債証券 3銘柄	100.0%	3.0%
ユーロ	国債証券 20銘柄	64.9%	46.2%
	特殊債券 2銘柄	3.9%	
	社債券 27銘柄	31.2%	
英ポンド	国債証券 6銘柄	55.8%	7.8%
	社債券 4銘柄	44.2%	
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.8%
デンマーククローネ	国債証券 1銘柄	100.0%	1.2%
オーストラリアドル	社債券 2銘柄	100.0%	0.8%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

[次へ](#)

B為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）は、「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2009年6月8日現在)	(2010年6月7日現在)
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		2,561,299	
コール・ローン		1,647,360,099	897,067,121
国債証券		50,538,978,299	68,310,170,182
地方債証券		322,043,249	
特殊債券		19,117,602,947	3,918,811,565
社債券		25,259,143,757	21,234,781,371
派生商品評価勘定		2,717,469,063	8,687,997,756
未収入金			3,294,895,771
未収利息		956,743,320	812,710,421
前払金			793
前払費用		156,409,741	141,319,983
差入委託証拠金		600,035,180	188,975,095
流動資産合計		101,318,346,954	107,486,730,058
資産合計		101,318,346,954	107,486,730,058
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		2,517,242,750	7,919,403,668
前受金			3,022
未払金		1,473,512,371	3,198,844,781
未払解約金		15,194,171	99,169,289
流動負債合計		4,005,949,292	11,217,420,760
負債合計		4,005,949,292	11,217,420,760
純資産の部			
元本等			
元本		65,700,520,987	65,265,694,399
剰余金			
期末剰余金		31,611,876,675	31,003,614,899
剰余金合計		31,611,876,675	31,003,614,899
元本等合計		97,312,397,662	96,269,309,298
純資産合計		97,312,397,662	96,269,309,298
負債・純資産合計		101,318,346,954	107,486,730,058

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2008年 6月10日 至 2009年 6月 8日	自 2009年 6月 9日 至 2010年 6月 7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1) 為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 (2) 先物取引 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。	(1) 為替予約取引 同左 (2) 先物取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	(2009年6月8日現在)	(2010年6月7日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	71,723,384,001円	67,060,994,653円
期中追加設定元本額	1,826,375,630円	1,859,786,959円
期中一部解約元本額	7,849,238,644円	3,655,087,213円
期末元本額	65,700,520,987円	65,265,694,399円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）	2,610,716,186円	3,052,724,582円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB 為替ヘッジなし（野村SMA向け）	4,608,430,267円	4,011,050,541円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Dコース（毎月分配型、為替ヘッジなし）	642,472,829円	517,664,670円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープン Bコース（為替ヘッジなし）	4,975,927,104円	3,940,598,357円
ゴールドマン・サックス・世界債券オープンB （為替ヘッジなし）VA（適格機関投資家専用）	52,862,974,601円	53,743,656,249円
2. 計算期間末日における受益権の総数	65,700,520,987口	65,265,694,399口

（注）当親投資信託の前々計算期間は2008年12月9日から2009年6月8日となっており、また当計算期間は2009年12月8日から2010年6月7日となっており、貸借対照表に関する注記に記載された元本の推移は、それぞれ同計算期間に対応するものとなっております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区分	自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>本ファンドは証券投資信託として、有価証券等への投資ならびにデリバティブ取引を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。</p> <p>本ファンドが保有する主な金融資産は国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券であり、売買目的で保有しております。</p> <p>デリバティブ取引には、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引が含まれております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>投資対象とする金融商品の主なリスクは価格が変動する事によって発生する市場リスク、金融商品の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合に発生する信用リスク、及び金融商品の取引量が著しく乏しい場合に発生する流動性リスクがあります。</p> <p>コンプライアンス部では、運用チームから独立した立場で、法令や信託約款等を実際の売買取引が則っているか、また日々のポジションのモニタリングを行っております。</p> <p>リスク管理・分析部門では、運用チームとは独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、リスク検討委員会に報告します。</p> <p>リスク検討委員会は、法務部・コンプライアンス部を含む各部署の代表から構成されており、リスク管理・分析部門からの報告事項に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。</p>

金融商品の時価等に関する事項

区分	自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表に計上されている各科目の貸借対照表日における時価は、貸借対照表計上額と同額であるため、記載を省略しております。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 「(2) 注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価格がない場合には、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。 (3) デリバティブ取引 「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
4. 金銭債権の決算日後の償還予定額	貸借対照表に計上している金銭債権のうち満期のあるものは、その全額が1年以内に償還されます。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2009年6月8日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	50,538,978,299	1,167,497,205
地方債証券	322,043,249	22,672,855
特殊債証券	19,117,602,947	254,545,298
社債証券	25,259,143,757	609,044,815
合計	95,237,768,252	835,670,543

種類	(2010年6月7日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	939,898,314
特殊債券	51,472,180
社債券	440,561,410
合計	1,431,931,904

(注) 当親投資信託の前々計算期間は2008年12月9日から2009年6月8日となっており、また当計算期間は2009年12月8日から2010年6月7日となっており、上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、それぞれ同計算期間に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

自 2008年6月10日 至 2009年6月8日	自 2009年6月9日 至 2010年6月7日
<p>1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、債券関連では先物取引、金利関連では先物取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび、取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>「(2) 注記表（金融商品に関する注記）」の「金融商品の状況に関する事項」及び「金融商品の時価等に関する事項」に記載されております。</p>

取引の時価等に関する事項

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 債券関連

区分	種類	(2009年6月8日現在)			(2010年6月7日現在)				
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	債券先物取引								
	買建	25,315,876,266		25,068,149,344	247,726,922	23,006,010,683		23,155,166,685	149,156,002
	売建	29,290,725,439		28,814,585,699	476,139,740	15,948,368,834		16,005,609,789	57,240,955
	合計	54,606,601,705		53,882,735,043	228,412,818	38,954,379,517		39,160,776,474	91,915,047

(2) 通貨関連

区分	種類	(2009年6月8日現在)			(2010年6月7日現在)					
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	
市場取引 以外の 取引	為替予約取引									
	買建									
	米ドル	20,496,573,364		20,780,120,470	283,547,106	38,784,960,803		38,040,167,635	744,793,168	
	カナダドル	3,116,953,821		3,273,623,192	156,669,371	9,751,950,099		9,315,505,416	436,444,683	
	ユーロ	7,743,858,421		8,143,852,399	399,993,978	32,546,340,765		29,380,575,958	3,165,764,807	
	英ポンド	4,296,893,315		4,620,767,894	323,874,579	6,929,744,460		6,579,638,497	350,105,963	
	スイスフラン	1,644,537,587		1,716,053,022	71,515,435	7,874,057,282		7,213,603,929	660,453,353	
	スウェーデン クローナ	2,144,266,979		2,188,368,013	44,101,034	6,397,759,483		5,831,504,518	566,254,965	
	ノルウェー クローネ	1,539,628,816		1,584,175,215	44,546,399	5,136,990,962		4,676,504,995	460,485,967	
	デンマーク クローネ	189,850,200		198,109,220	8,259,020	298,313,399		289,574,524	8,738,875	
	オーストラリ アドル	5,056,953,362		5,573,239,895	516,286,533	7,684,046,345		6,838,597,984	845,448,361	
	ニュージーラ ンドドル	3,716,012,561		4,024,976,735	308,964,174	7,603,204,530		7,193,452,781	409,751,749	
	売建									
	米ドル	26,330,479,632		26,767,560,661	437,081,029	37,671,914,559		37,283,072,967	388,841,592	
	カナダドル	2,049,955,117		2,249,595,853	199,640,736	8,815,846,159		8,432,277,571	383,568,588	
	ユーロ	9,117,387,990		9,497,485,356	380,097,366	40,720,861,906		36,542,320,716	4,178,541,190	
	英ポンド	6,967,633,895		7,309,756,031	342,122,136	6,995,321,955		6,579,638,499	415,683,456	
	スイスフラン	2,277,143,008		2,395,668,281	118,525,273	6,488,158,509		5,984,271,852	503,886,657	
	スウェーデン クローナ	2,478,858,380		2,559,292,369	80,433,989	6,017,217,254		5,417,109,724	600,107,530	
	ノルウェー クローネ	927,385,550		939,850,799	12,465,249	4,722,287,071		4,288,763,450	433,523,621	
	デンマーク クローネ					632,191,767		579,194,933	52,996,834	
	オーストラリ アドル	3,758,798,418		4,072,726,242	313,927,824	8,126,148,965		7,340,007,817	786,141,148	
	ニュージーラ ンドドル	2,907,767,310		3,191,193,482	283,426,172	7,135,307,046		6,539,912,692	595,394,354	
		合計	106,760,937,726		111,086,415,129	9,962,145	250,332,623,319		234,345,696,458	690,443,079

(3) 金利関連

区分	種類	(2009年6月8日現在)				(2010年6月7日現在)			
		契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超 (円)	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引	金利先物取引								
	買建	15,823,620,054		15,805,395,694	18,224,360				
	売建					23,248,349,165	6,349,101,143	23,262,113,203	13,764,038
	合計	15,823,620,054		15,805,395,694	18,224,360	23,248,349,165	6,349,101,143	23,262,113,203	13,764,038

(注) 時価の算定方法

・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

区分	自 2008年 6月10日 至 2009年 6月 8日			自 2009年 6月 9日 至 2010年 6月 7日		
	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高	取引の内容	取引の種類別 の取引金額	取引により発生した債 権又は債務に係る主な 項目別の当該計算期間 の末日における残高
ゴールドマン・サックス 証券株式会社 （投資信託財産の運用の 指図を行う投資信託委 託会社の利害関係人等）	有価証券等 売買手数料	為替 円		有価証券等 売買手数料	為替 円	

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

社内規定に基づき取引業者の選定を行っております。各資産の売買においては、社内基準に基づき最良執行を行っており、個々の取引条件はその結果として決定されております。

立会外取引、市場外取引、相対取引等の場合は、原則として複数の取引業者より価格提示を受け、もしくは提示価格と市場価格の比較を行うことにより、最良条件を提示する取引業者と取引を行っており、一般の取引と条件が同様と判断しております。当該取引の売買手数料相当額については、取引慣行上、取引総額に含まれるため、金額を記載しておりません。

（1口当たり情報）

区分	（2009年 6月 8日現在）	（2010年 6月 7日現在）
1口当たり純資産額	1.4812円	1.4750円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	国債証券	第64回 利付国債（5年）	1,600,000,000	1,643,984,000	
		第74回 利付国債（5年）	1,750,000,000	1,792,927,500	
		第84回 利付国債（5年）	5,553,000,000	5,648,122,890	
		第87回 利付国債（5年）	900,000,000	906,624,000	
		第231回 利付国債（10年）	1,592,000,000	1,611,024,400	
		第282回 利付国債（10年）	1,457,000,000	1,559,645,650	
		第296回 利付国債（10年）	823,000,000	862,043,120	
		第305回 利付国債（10年）	1,830,000,000	1,855,949,400	
		第16回 利付国債（30年）	575,000,000	621,477,250	
		第30回 利付国債（30年）	300,000,000	313,857,000	
		第32回 利付国債（30年）	185,000,000	193,730,150	
		第42回 利付国債（20年）	150,000,000	170,323,500	
		第67回 利付国債（20年）	1,240,000,000	1,287,070,400	
		第71回 利付国債（20年）	440,000,000	472,406,000	
		第84回 利付国債（20年）	300,000,000	310,674,000	
		第92回 利付国債（20年）	1,400,000,000	1,458,142,000	
		第96回 利付国債（20年）	709,000,000	735,757,660	
		第110回 利付国債（20年）	600,000,000	615,324,000	
		第114回 利付国債（20年）	550,000,000	561,269,500	
		第6回 利付国債（物価連動・10年）	98,000,000	93,947,700	
第8回 利付国債（物価連動・10年）	1,222,000,000	1,174,432,428			
第11回 利付国債（物価連動・10年）	1,198,000,000	1,156,873,858			
	特殊債券	第18回 高速道路機構債券	500,000,000	542,660,000	
小計				25,588,266,406	
米ドル	国債証券	KINGDOM OF DENMA 2.25%	6,500,000.00	6,618,553.50	
		TSY INFL IX N/B 1.625%	5,000,000.00	5,993,640.50	
		TSY INFL IX N/B 2.125%	1,470,000.00	1,603,581.95	
		US TREASURY N/B 0.875%	13,815,000.00	13,881,313.51	
		US TREASURY N/B 1.125%	7,822,000.00	7,880,742.59	
		US TREASURY N/B 1.375%	41,500,000.00	41,955,272.54	
		US TREASURY N/B 2.125%	10,000,000.00	10,069,099.40	
		US TREASURY N/B 2.25%	25,045,000.00	25,491,671.39	
		US TREASURY N/B 2.375%	2,610,000.00	2,676,920.47	
		US TREASURY N/B 2.5%	4,500,000.00	4,620,195.22	
		US TREASURY N/B 3.125%	3,900,000.00	4,063,293.15	
		US TREASURY N/B 3.25%	3,300,000.00	3,431,141.96	
		US TREASURY N/B 3.375%	5,200,000.00	5,280,080.46	
		US TREASURY N/B 4.375%	8,800,000.00	9,179,807.47	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	特殊債券	US TREASURY N/B 5.5%	5,230,000.00	6,317,473.84	
		US TREASURY N/B 6.625%	8,900,000.00	11,990,881.35	
		US TREASURY N/B 8.125%	2,475,000.00	3,465,296.82	
		INTERAMER DEV BK 7%	5,010,000.00	6,308,040.74	
		KOMMUNALBANKEN 2.875%	5,410,000.00	5,510,085.00	
		NED WATERSCHAPBK 3%	4,400,000.00	4,444,880.00	
		NRW. BANK 4.75%	3,200,000.00	3,248,000.00	
	社債券	US CENTRAL FEDER 1.9%	2,840,000.00	2,886,462.45	
		WEST CORP FED CR 1.75%	3,050,000.00	3,079,316.60	
		ACHMEA HYPOTHEEK 3.2%	7,200,000.00	7,393,507.20	
		AHM 2004-3 1A	23,562.26	21,621.92	
		AHMA 2007-1 A1	9,380,579.13	4,408,872.19	
		ARCH CAPITAL GRP 7.35%	490,000.00	502,923.73	
		AT&T BROADBAND 9.455%	340,000.00	464,744.39	
		AT&T INC 6.7%	2,550,000.00	2,935,893.92	
		BK TOKYO-MITSUBI 2.6%	5,050,000.00	5,133,370.45	
		BP CAPITAL PLC 5.25%	4,950,000.00	4,912,875.00	
		CIE FINANCEMENT 2.125%	3,700,000.00	3,711,514.40	
		CITM 2007-1 2A1	1,394,834.11	1,283,947.44	
		CITM 2007-1 2A2	1,200,000.00	549,844.80	
		CITM 2007-1 2A3	2,200,000.00	886,369.22	
		COCA-COLA CO 3.625%	2,750,000.00	2,918,076.42	
		COMMONWEALTH BAN 3.75%	2,550,000.00	2,595,234.45	
		CONOCOPHILLIPS 5.75%	3,700,000.00	4,142,770.34	
		CWALT 2005-82 A1	5,510,101.96	2,884,781.92	
		CWALT 2006-OA1 2A1	3,393,727.17	1,749,786.04	
		CWALT 2007-OA11 A1A	6,429,411.18	3,086,380.32	
		ELI LILLY & CO 3.55%	2,400,000.00	2,504,761.60	
		ENDURANCE SPECIA 7%	520,000.00	482,023.87	
		ENEL FINANCE INT 6.25%	1,150,000.00	1,240,574.00	
		EUROHYPO SA LUX 4.625%	8,600,000.00	8,680,840.00	
		HFCHC 2007-3 APT	5,113,251.34	4,353,649.21	
	ING BANK NV 3.9%	5,850,000.00	6,191,914.95		
	KRAFT FOODS INC 2.625%	5,500,000.00	5,590,337.50		
	MORGAN STANLEY 6%	2,500,000.00	2,599,258.80		
	NIBC BANK NV 2.8%	5,700,000.00	5,767,830.00		
	NOVARTIS CAPITAL 4.125%	1,950,000.00	2,084,195.50		
	RALI 2005-QS13 2A3	2,343,058.47	1,886,892.16		
	ROYAL BK SCOTLND 4.875%	3,000,000.00	2,994,930.00		

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計		SCHLUMBERGER NOR 3%	4,650,000.00	4,804,845.00	
		SEMT 2004-10 A3A	439,123.38	369,101.42	
		SSGN 2010-S1 1A	917,582.28	920,966.41	
		SWEDBANK AB 2.9%	4,525,000.00	4,665,890.40	
		TELECOM IT CAP 4.875%	271,000.00	272,578.84	
		UNILEVER CAPITAL 3.65%	2,100,000.00	2,212,876.28	
		WESTPAC BANKING 2.9%	4,975,000.00	5,118,001.40	
		WFALT 2007-PA6 A1	8,270,498.47	5,748,988.06	
		WMALT 2006-AR5 4A	11,689,938.44	5,149,006.39	
		WMALT 2007-OA2 2A	4,328,796.29	1,766,250.61	
		WMALT 2007-OA3 2A	6,241,672.64	2,749,048.59	
					317,733,026.05
			(28,955,010,662)		
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV'T 2.5%	10,860,000.00	10,830,678.00	
		CANADA-GOV'T 5%	1,300,000.00	1,582,360.00	
		CANADA-GOV'T 8%	4,750,000.00	7,332,622.50	
小計			19,745,660.50		
			(1,685,094,667)		
ユーロ	国債証券	BTPS 4.25%	32,075,000.00	33,279,297.13	
		BTPS 4.5%	2,520,000.00	2,598,281.28	
		BTPS 5%	7,030,000.00	7,211,008.44	
		BTPS 6%	9,600,000.00	10,651,200.00	
		BUNDESOBL 2.25%	2,870,000.00	2,976,741.04	
		BUNDESOBL-154 2.25%	7,600,000.00	7,969,360.00	
		DEUTSCHLAND REP 3.25%	5,660,000.00	6,003,935.56	
		DEUTSCHLAND REP 3.5%	1,410,000.00	1,546,617.72	
		DEUTSCHLAND REP 3.75%	14,100,000.00	15,583,387.40	
		DEUTSCHLAND REP 4%	16,800,000.00	18,868,887.50	
		DEUTSCHLAND REP 4.25%	19,820,000.00	22,401,259.00	
		DEUTSCHLAND REP 4.75%	1,910,000.00	2,396,095.00	
		DEUTSCHLAND REP 5.5%	1,410,000.00	1,868,532.00	
		DEUTSCHLAND REP 5.625%	5,370,000.00	7,033,626.00	
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	6,070,000.00	8,323,657.46	
		DEUTSCHLAND REP 6.5%	1,080,000.00	1,550,579.76	
		FINNISH GOV'T 3.125%	10,930,000.00	11,695,100.00	
		FINNISH GOV'T 4.375%	6,470,000.00	7,324,564.07	
		NETHERLANDS GOVT 3.25%	2,250,000.00	2,403,038.25	
		NETHERLANDS GOVT 4.5%	9,650,000.00	10,962,313.15	
SPANISH GOV'T 3%	4,660,000.00	4,504,822.00			

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
	特殊債券 社債券	SPANISH GOV'T 4.1%	3,320,000.00	3,237,853.24	
		SPANISH GOV'T 4.6%	6,800,000.00	6,838,535.60	
		SWEDEN KINGDOM 3.125%	3,290,000.00	3,473,253.00	
		EUROPEAN INVT BK 4.375%	7,300,000.00	7,919,040.00	
		SWEDBANK AB 3.375%	1,712,000.00	1,804,790.40	
		AUST & NZ BANK 3.375%	750,000.00	761,100.00	
		AUST & NZ BANK 5.25%	1,050,000.00	1,143,030.00	
		BHP BILLITON FIN 6.375%	3,050,000.00	3,593,449.00	
		CARREFOUR 5.375%	850,000.00	946,534.50	
		COM BK AUSTRALIA 5.5%	1,800,000.00	1,986,516.00	
		COMMERZBANK AG 5%	2,550,000.00	2,745,585.00	
		CREDIT SUISSE LD 6.125%	2,350,000.00	2,643,397.50	
		DAIMLER NA CORP 5.75%	1,550,000.00	1,551,705.00	
		DNB NOR BOLIGKRE 3.375%	3,100,000.00	3,185,498.00	
		E.ON INTL FIN BV 5.5%	4,450,000.00	5,056,980.00	
		FINANCE FOR DANI 2.125%	7,000,000.00	7,082,810.00	
		GRAN 2004-1 2A2	271,887.31	251,223.87	
		HSBC COVERED BON 3.375%	2,700,000.00	2,773,872.00	
		IBM CORP 6.625%	1,500,000.00	1,736,985.00	
		JOHN DEERE BANK 6%	2,350,000.00	2,448,794.00	
		JPMORGAN CHASE 5.25%	1,850,000.00	1,988,990.50	
		LEASEPLAN CORP 3.25%	4,700,000.00	4,936,222.00	
		MORGAN STANLEY 6.5%	1,050,000.00	1,081,500.00	
		NORDEA HYPOTEK A 3.5%	3,100,000.00	3,201,122.00	
		SHELL INTL FIN 4.5%	1,650,000.00	1,814,835.00	
		SIEMENS FINAN 5.25%	1,850,000.00	1,950,714.00	
		STATOIL ASA 4.375%	2,200,000.00	2,398,528.00	
	SWEDISH COVERED 3%	2,900,000.00	2,977,778.00		
	UBS AG LONDON 3.875%	2,500,000.00	2,591,550.00		
	VATTENFALL TREAS 6.75%	1,550,000.00	1,902,284.00		
	WACHOVIA BANK NA 6%	1,400,000.00	1,540,420.00		
	WESTPAC BANKING 6.5%	1,100,000.00	1,236,136.00		
	WM COVERED BOND 4%	3,800,000.00	3,863,916.00		
小計				279,817,250.37	
				(30,343,382,629)	
英ポンド	国債証券	UK TREASURY 2.25%	1,050,000.00	1,068,154.50	
		UK TREASURY 2.75%	4,560,000.00	4,671,218.40	
		UK TREASURY 3.75%	3,380,000.00	3,460,072.20	
		UK TREASURY 4%	6,580,000.00	6,720,746.20	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
小計	社債券	UK TREASURY 4.5%	9,390,000.00	9,765,323.10	
		UK TREASURY 5.25%	1,200,000.00	1,301,148.00	
		EKSPORTFINANS 6%	5,260,000.00	5,322,068.00	
		GE CAPITAL UK 8%	3,550,000.00	4,469,592.00	
		GRAN 2004-2 3A	422,329.98	389,810.57	
		SMI 2009-1 A2	2,800,000.00	2,800,000.00	
				39,968,132.97	
				(5,250,613,627)	
スウェーデン クローナ	国債証券	SWEDISH GOVT 6.75%	33,000,000.00	39,144,798.00	
小計				39,144,798.00	
				(441,161,873)	
デンマーク クローネ	国債証券	KINGDOM OF DENMARK 4%	24,000,000.00	26,716,800.00	
小計		KINGDOM OF DENMARK 5%	27,110,000.00	30,645,144.00	
				57,361,944.00	
				(836,337,143)	
オーストラ リアドル	社債券	ING BANK (AUS) 5.75%	3,000,000.00	3,006,630.00	
小計		NATL AUSTRALIABK 5.75%	1,900,000.00	1,916,207.00	
				4,922,837.00	
				(363,896,111)	
合計				93,463,763,118	
				(67,875,496,712)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 17銘柄	51.8%	42.7%
	特殊債券 6銘柄	8.0%	
	社債券 41銘柄	40.2%	
カナダドル	国債証券 3銘柄	100.0%	2.5%
ユーロ	国債証券 24銘柄	71.7%	44.8%
	特殊債券 2銘柄	3.5%	
	社債券 28銘柄	24.8%	
英ポンド	国債証券 6銘柄	67.5%	7.7%
	社債券 4銘柄	32.5%	
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	100.0%	0.6%
デンマーククローネ	国債証券 2銘柄	100.0%	1.2%
オーストラリアドル	社債券 2銘柄	100.0%	0.5%

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2) 注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」の「取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A 限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）>

【純資産額計算書】

（2010年6月30日現在）

資産総額	2,637,663,030円
負債総額	1,674,902円
純資産総額（ - ）	2,635,988,128円
発行済口数	2,258,609,164口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1671円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B 為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）>

純資産額計算書

（2010年6月30日現在）

資産総額	4,553,248,515円
負債総額	7,133,256円
純資産総額（ - ）	4,546,115,259円
発行済口数	3,603,908,159口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2614円

参考情報

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンAコース（限定為替ヘッジ）マザーファンド>

純資産額計算書

（2010年6月30日現在）

資産総額	27,766,126,168円
負債総額	392,136,700円
純資産総額（ - ）	27,373,989,468円
発行済口数	21,281,132,411口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2863円

<ゴールドマン・サックス・世界債券オープンBコース（為替ヘッジなし）マザーファンド>

純資産額計算書

（2010年6月30日現在）

資産総額	96,337,267,550円
負債総額	1,468,744,307円
純資産総額（ - ）	94,868,523,243円
発行済口数	64,575,839,214口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4691円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- a 受益権の名義書換
該当事項はありません。
- b 受益者に対する特典
該当事項はありません。
- c 受益権の譲渡制限
該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。
- d その他
本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社はやむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

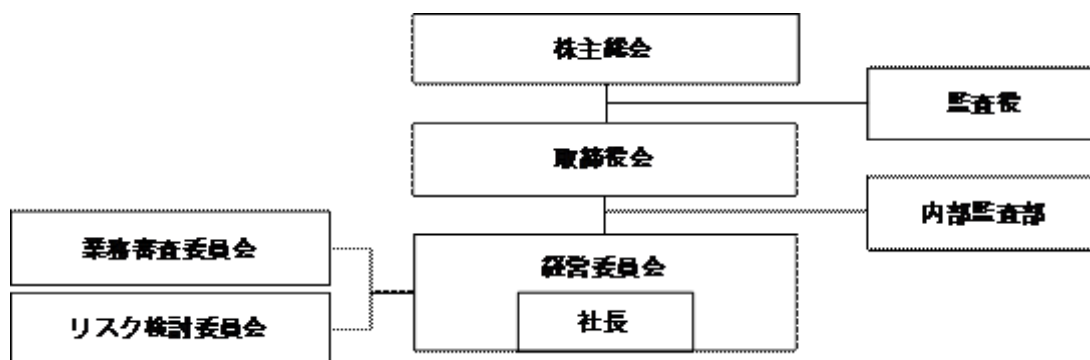
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。

委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、定時取締役会が開催されない期間においては、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する一切の権限を保持し、執行します（取締役の専権事項を除きます。）。

委託会社の一切の活動における法令遵守、内部統制、オペレーショナル・リスク、システム・リスク等のリスク、および関連するレピュテーション上の問題を管理監督する機関として業務審査委員会をおきます。業務審査委員会は、経営委員会に直属し、委託会社の経営理念に沿った各種規定および業務手順が整備されていることを確保するため、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。

リスク検討委員会は、経営委員会に直属し、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から受託者としての責任を遵守するため（議決権行使に関する方針を含みます。）、必要な報告徴収、調査、検討、決定等を行うことができます。

監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほかに、戦略株式運用部、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2010年7月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	100	1,466,243,304,765
合計	100	1,466,243,304,765

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第15期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		第14期 (平成21年3月31日現在)			第15期 (平成22年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			10,011,133			18,045,296	
有価証券			5,000,000			-	
支払委託金			25			25	
収益分配金		25			25		
前払費用			63,907			23,056	
前払金			178,141			-	
未収委託者報酬			1,238,764			1,299,989	
未収運用受託報酬			602,757			1,029,794	
未収収益	* 1		90,537			216,482	
未収還付法人税等			1,166,190			-	
未収消費税等			144,192			-	
立替金	* 1		177,919			119,660	
繰延税金資産			209,183			628,311	
流動資産計			18,882,753	87.7		21,362,618	88.8
固定資産							
無形固定資産			191,869			133,885	
ソフトウェア		191,175			133,190		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			2,445,678			2,549,148	
投資有価証券		1,184,859			1,080,100		
繰延税金資産		1,254,574			1,457,997		
その他の投資等		6,245			11,050		
固定資産計			2,637,548	12.3		2,683,034	11.2
資産合計			21,520,301	100.0		24,045,652	100.0

期別		第14期 (平成21年3月31日現在)			第15期 (平成22年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			2,843			376	
未払金			480,304			543,981	
未払収益分配金		73			99		
未払償還金		72			72		
未払手数料		480,159			543,810		
未払費用	* 1		1,526,624			2,117,352	
前受収益			958			-	
役員賞与引当金			15,617			18,623	
未払法人税等			-			889,617	
未払消費税等			-			64,891	
流動負債計			2,026,349	9.4		3,634,842	15.1
固定負債							
長期未払費用	* 1		2,269,841			3,004,509	
役員退職慰労引当金			774,132			875,845	
その他固定負債			650			6,843	
固定負債計			3,044,624	14.2		3,887,197	16.2
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			0			0	
特別法上の準備金計			0	0.0		0	0.0
負債合計			5,070,974	23.6		7,522,041	31.3

期別		第14期 (平成21年3月31日現在)			第15期 (平成22年3月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			15,550,494			15,600,864	
その他利益剰余金		15,550,494			15,600,864		
繰越利益剰余金		15,550,494			15,600,864		
株主資本合計			16,430,494	76.3		16,480,864	68.5
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		18,832			42,747		
評価・換算差額等合計			18,832	0.1		42,747	0.2
純資産合計			16,449,327	76.4		16,523,611	68.7
負債・純資産合計			21,520,301	100.0		24,045,652	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第14期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日			第15期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日				
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益 の部	営業 損益 の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			13,274,586			11,932,945	
		運用受託報酬	* 2		4,433,223			5,861,079	
		その他営業収益	* 2		1,221,154			2,767,961	
		営業収益計			18,928,964	100.0		20,561,986	100.0
		営業費用							
		支払手数料			6,269,299			5,839,252	
		広告宣伝費			201,682			48,305	
		調査費			1,550,486			3,125,052	
		調査費		1				2	
		委託調査費	* 2	1,550,484				3,125,049	
		委託計算費			262,581			234,639	
		営業雑経費			667,778			454,971	
		通信費		264,744				194,331	
		印刷費		368,837				235,354	
		協会費		34,196				25,285	
		営業費用計			8,951,829	47.3		9,702,221	47.2
		一般管理費							
		給料			4,654,254			7,513,406	
		役員報酬		18,004				321,315	
		給料・手当		2,666,694				2,324,836	
		賞与		317,205				1,453,569	
		株式従業員報酬	* 1,2	334,490				807,365	
		その他の報酬		1,317,859				2,606,320	
		交際費			34,974			37,321	
		寄付金			21,140			11,957	
		旅費交通費			175,670			169,402	
		租税公課			37,041			45,811	
		不動産賃借料			476,823			429,868	
		退職給付費用			107,546			895,133	
		役員退職慰労引当金 繰入額			-			111,599	
役員賞与引当金繰入 額			-			92,128			
固定資産減価償却費			58,959			58,772			
事務委託費			379,680			305,372			
諸経費			570,468			425,057			
一般管理費計			6,516,558	34.4		10,095,832	49.1		
営業利益			3,460,576	18.3		763,933	3.7		

期別		第14期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日			第15期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外収益							
	為替差益			-			29,994	
	受取利息			74,722			38,635	
	投資有価証券売却益			-			60,336	
	株式従業員報酬	*1,2		758,109			-	
	役員退職慰労引当金 戻入益			107,770			-	
	役員賞与引当金戻入 益			630			-	
	雑益			100			500	
	営業外収益計			941,333	5.0		129,466	0.6
	営業外費用							
	支払利息	*2		35,664			70	
	株式従業員報酬	*1,2		-			558,478	
	為替差損			85,114			-	
	投資有価証券売却損			406,355			-	
	雑損			2			7	
営業外費用計			527,136	2.8		558,555	2.7	
経常利益				3,874,773	20.5		334,843	1.6

期別		第14期 自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日			第15期 自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日		
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益						
	過年度株式従業員報酬 修正益		-			112,791	
	特別利益計		-	0.0		112,791	0.5
	特別損失						
	投資有価証券評価減			189,050		-	
	金融商品取引責任準備 金繰入額			0		-	
	特別損失計		189,051	1.0		-	0.0
税引前当期純利益			3,685,721	19.5		447,635	2.2
法人税、住民税及び事業税			356,586	1.9		1,036,224	5.0
法人税等調整額			1,025,538	5.4		638,958	3.1
当期純利益			2,303,596	12.2		50,369	0.2

（ 3 ）【株主資本等変動計算書】

第14期
（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成20年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,303,596	2,303,596	2,303,596			2,303,596
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						-	73,646	73,646	73,646
事業年度中の変動額合計	-	-	-	2,303,596	2,303,596	2,303,596	73,646	73,646	2,377,243
平成21年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327

第15期
（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成21年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327
事業年度中の変動額									
当期純利益				50,369	50,369	50,369			50,369
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						-	23,915	23,915	23,915
事業年度中の変動額合計	-	-	-	50,369	50,369	50,369	23,915	23,915	74,284
平成22年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,600,864	15,600,864	16,480,864	42,747	42,747	16,523,611

重要な会計方針

区分	第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第15期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>	<p>(1) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(3) 貸倒引当金 同左</p> <p>(4) 金融商品取引責任準備金 同左</p>

区分	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されており ます、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費(営業費用及び一般管理 費)として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第14期 (平成21年3月31日現在)	第15期 (平成22年3月31日現在)
<p>* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>未収収益 98,024千円</p> <p>立替金 77,798千円</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 217,717千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 86,468千円</p>	<p>* 1 関係会社項目 同左</p> <p>流動資産</p> <p>未収収益 156,637千円</p> <p>立替金 86,046千円</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 84,101千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 241,783千円</p>

（損益計算書関係）

第14期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第15期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 1,147,752千円</p> <p>その他営業収益 1,221,154千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 1,550,484千円</p> <p>株式従業員報酬 10,698千円</p> <p>営業外収益</p> <p>株式従業員報酬 221,263千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 35,664千円</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 275,256千円</p> <p>その他営業収益 2,755,632千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 3,125,049千円</p> <p>株式従業員報酬 108,229千円</p> <p>営業外費用</p> <p>株式従業員報酬 175,228千円</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第14期（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

第15期（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

（リース取引関係）

第14期 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	第15期 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（金融商品に関する注記）

第15期
（自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日）

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を含む金融商品取引法により金融商品取引業者が行うことができる業務、及びこれに付帯関連する業務を行っております。これらの業務に関連し、当社は、主に現金・預金及び未収委託者報酬といった金融資産を保有しております。なお、当社は、資金運用については短期的な預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定する方針です。

金融商品に係るリスク及びその管理体制

金融商品に係るリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等であります。当社は、効率的なリスク管理が極めて重要であると考えており、職務の分掌と経営陣による監督は、当社リスク管理手続の重要な要素であります。

信用リスク

信用リスクとしては主に、当社が保有する預金に係る銀行の信用リスク、及び当社が運用を委託される投資信託から受領する委託者報酬を見越計上することにより発生する未収委託者報酬に関して、運用資産が悪化した場合に回収できず、当社が損失を被るリスクがあります。

当社は、預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時、およびその後継続的に銀行の信用力を評価し、また各銀行に預け入れる金額に上限を設けることにより、預金に係る信用リスクを管理しております。

また、未収委託者報酬に関しては、当社が運用する投資信託から受取る報酬金額を回収できなかったケースは無く、リスクは非常に低いものと考えております。

市場リスク

当社は、海外の関連会社との取引により生じた外国通貨建て資産負債を保有していることから、為替相場の変動によるリスクに晒されております。当社は為替リスクを管理するため、外貨建資産負債の額が予め社内を設定した水準を越える場合、当該通貨の売買を行い、為替リスクを削減しております。

流動性および資金調達リスク

当社は総資産の75%が預金であり、また預金残高は負債総額を超えており、当社において流動性リスク及び資金調達リスクは非常に低いものと考えております。また、当社は、資金運用を預金やコマーシャル・ペーパー等の短期金融商品に限定することで流動性リスクを管理しており、親会社との間で劣後条件付リボルビング・クレジット・ローン契約を締結することで、必要な場合の資金調達手段を確保し、資金調達リスクに備えております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日現在における貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	18,045,296	18,045,296	-
未収委託者報酬	1,299,989	1,299,989	-

金融商品の時価の算定方法

上記金融資産については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

金銭債権の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金・預金	18,045,296	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,299,989	-	-	-	-	-

（有価証券関係）

第14期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）					第15期 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）				
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,008,026	1,039,779	31,752	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,008,026	1,080,100	72,073
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	145,079	145,079	-					
合計		1,153,105	1,184,859	31,752					
（注）当事業年度において、投資有価証券について、 189,050千円減損処理を行っております。									
2. 当事業年度中に売却したその他有価証券					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）			売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）		
1,942,487	10,044	416,399			205,415	60,336	-		
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容									
		貸借対照表計上額（千円）							
その他有価証券 コマーシャル・ペーパー		5,000,000							
4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額									
	1年以内 （千円）	1年超5 年以内 （千円）	5年超10 年以内 （千円）	10年超 （千円）					
コマーシャル・ペーパー	5,000,000	-	-	-					

（デリバティブ取引関係）

第14期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）	第15期 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第15期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。 2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。	1 採用している退職給付制度の概要 同左 2 退職給付費用に関する事項 同左

（税効果会計関係）

第14期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	第15期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <p>未払費用 240,294千円</p> <p>その他 50,980</p> <p>小計 291,274</p> <p>繰延税金負債（流動負債）</p> <p>未収事業税 82,091</p> <p>小計 82,091</p> <p>繰延税金資産の純額 209,183</p> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <p>長期未払費用 827,893</p> <p>役員退職慰労引当金 315,022</p> <p>投資有価証券評価減 76,931</p> <p>その他 47,648</p> <p>小計 1,267,494</p> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <p>その他有価証券評価差額金 12,920</p> <p>小計 12,920</p> <p>繰延税金資産の純額 1,254,574</p> <p style="text-align: right;">1,463,757千円</p>	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <p>未払費用 542,061千円</p> <p>未払事業税 69,035</p> <p>その他 17,214</p> <p>小計 628,311</p> <p>繰延税金負債（流動負債）</p> <p>小計 -</p> <p>繰延税金資産の純額 628,311</p> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <p>長期未払費用 1,106,725</p> <p>役員退職慰労引当金 356,410</p> <p>その他 24,188</p> <p>小計 1,487,324</p> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <p>その他有価証券評価差額金 29,326</p> <p>小計 29,326</p> <p>繰延税金資産の純額 1,457,997千円</p>
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.69 %</p> <p>（調整）</p> <p>役員賞与等永久に損金に算入されない項目 3.12</p> <p>その他 0.06</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 37.49 %</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 40.69 %</p> <p>（調整）</p> <p>役員賞与等永久に損金に算入されない項目 49.38</p> <p>その他 1.33</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 88.75 %</p>
<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>
<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合その内容及び影響</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合その内容及び影響</p> <p>該当事項はありません。</p>

(関連当事者との取引)

第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の 名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	25,762 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費(注1) 株式従業員報酬(注1) 資金の借入の償還(注2) 利息の支払(注2)	10,698 221,263 5,000,000 35,664	未払費用 長期未払費用 立替金	217,717 86,468 77,798
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	255 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬(注3) その他営業収益(注3) 委託調査費の支払(注3)	1,147,752 1,221,154 1,550,484	未収収益	98,024
取引条件及び取引条件の決定方針等											
(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。											
(注2) 親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としておりましたが、2009年1月に期限前返済を行いました。 なお担保は差し入れておりませんでした。											
(注3) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。											
役員及び個人主要株主等 該当事項はありません。											

第14期
(自平成20年4月1日
至平成21年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託 有価証 券の購 入	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払(注1) 受取利息	282,509 1,201,322 32,240	未払手 数料 未払費 用 有価証 券 前受収 益	28,275 73,184 5,000,000 958
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホル ディング ス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	5,125,065 492,472	未払費 用 長期未 払費用	379,583 2,351,758
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス ・バンク ・USA	アメリ カ合衆国 ユタ州	2 百万ドル	銀行業	-	-	現金の 預入	受取利息	41,779	現金・ 預金 未収収 益	513,452 305
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス ・リミ テッド	ケイマ ン諸島	10 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	83,053 42,982	未払費 用 長期未 払費用	239,372 32,982

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

第15期
(自平成21年4月1日
至平成22年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ザ・ゴールド マン・サ ックス・ グループ・ インク	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク市	6,965 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	株式従業 員報酬の 配賦	営業費用及び 一般管理費 (注1)	108,229	未払費用	84,101
							株式従業員報 酬(注1)	175,228	長期未払 費用	241,783
親会社	ゴールドマ ン・サッ クス・アセ ット・マネ ジメント・エ ル・ピー	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク市	206 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	投資助言	運用受託報酬 (注2)	275,256	未収収益	156,637
							その他営業収 益(注2)	2,755,632		
							委託調査費の 支払(注2)	3,125,049		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき決定してお
ります。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第15期
(自平成21年4月1日
至平成22年3月31日)

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス証券株式 会社	東京都港 区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	業務委託 役員の兼 任	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払(注1) 有価証券の償 還 受取利息	198,634 2,511,001 5,000,000 958	未払手数 料 未払費用 立替金	23,069 362,141 1,398
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・ジャパ ン・ホール ディングス 有限会社	東京都港 区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	従業員出 向受入等 役員の兼 任	出向者に関す る人件費等の 負担金(注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	6,525,884 361,419	未払費用 立替金 長期未払 費用	1,121,537 30,417 2,899,556
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・バンク ・USA	アメリカ 合衆国ユ タ州	2 百万ドル	銀行業	-	現金の預 入	受取利息	958	現金・預 金	876,973
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・インベ ストメント ・ストラテ ジー・LL C	アメリカ 合衆国 ニュー ヨーク州	69 百万ドル	投資顧問業	-	投資助言	運用受託報酬 (注3)	2,031,894	未収収益	59,844
親会社 の子会 社	ゴールドマ ン・サック ス・グロー バル・サー ビス・リ ミテッド	ケイマン 諸島	21 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	従業員出 向受入	出向者に関す る人件費等の 負担金(注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	100,709 19,604	未払費用 長期未払 費用	136,305 3,202

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限会社(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

(注3) 運用受託報酬に関しては、関係会社間の契約に基づき決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

（1株当たり情報）

第14期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）		第15期 （自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）	
1株当たり純資産額	2,570,207円43銭	1株当たり純資産額	2,581,814円32銭
1株当たり当期純利益金額	359,937円01銭	1株当たり当期純利益金額	7,870円26銭
損益計算書上の当期純利益	2,303,596千円	損益計算書上の当期純利益	50,369千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,303,596千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	50,369千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1) 委託会社に関し、定款の変更、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2) 本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2008年11月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAMロンドン)	1,695千米ドル (156百万円、 1米ドル=92.1円*)	GSAMロンドンは、主として英国において業務を行うザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの関連企業です。GSAMロンドンおよびその投資顧問関連企業は、現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人および個人投資家を含む広範囲の顧客にサービスを提供しています。

*2009年12月末日現在。

(2) 受託銀行

(2010年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2010年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

GSAMロンドンは本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より債券および通貨の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断・発注等を行っています。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

GSAMロンドンおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に、委託会社に関する情報を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用することおよび本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することがあります。また、以下の内容を記載することがあります。
 - ・ 投資信託説明書（交付目論見書）または投資信託説明書（請求目論見書）である旨
 - ・ 金融商品取引法上の目論見書である旨
 - ・ 金融商品取引業者登録番号
 - ・ 目論見書の使用開始日
 - ・ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - ・ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・ 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載
- (2) 交付目論見書の投資リスクに関するページに、クーリングオフに関する事項を記載することがあります。
- (3) 請求目論見書に本ファンドの信託約款の全文を記載することがあります。
- (4) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (5) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (6) 目論見書に記載された運用実績のデータは適宜更新されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年7月15日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン A限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）の平成20年6月10日から平成21年6月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）の平成21年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年7月15日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン B為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の平成20年6月10日から平成21年6月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の平成21年6月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成22年7月14日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン A限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）の平成21年6月9日から平成22年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン A限定為替ヘッジ（確定拠出年金向け）の平成22年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年7月14日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・世界債券オープン B為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の平成21年6月9日から平成22年6月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・世界債券オープン B為替ヘッジなし（確定拠出年金向け）の平成22年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注1）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 5月26日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。